

農林物資規格調査会総会

農林水産省総合食料局品質課

農林物資規格調査会総会

日時：平成15年2月14日（金）
会場：農林水産省第2特別会議室
時間：14：00～17：25

議 事 次 第

1. 開 会
2. 総合食料局長挨拶
3. 議 題
 - (1) 日本農林規格の見直し等について
 - ① 見直しについて
 - ア 規格の廃止
 - (ア) 普通合板の日本農林規格
 - (イ) コンクリート型枠用合板の日本農林規格
 - (ウ) 構造用合板の日本農林規格

- (エ) 特殊合板の日本農林規格
 - (オ) 難燃合板の日本農林規格
 - (カ) 防災合板の日本農林規格
 - イ 規格の制定
 - (ア) 合板の日本農林規格
 - ウ 規格の改正
 - (ア) フローリングの日本農林規格
 - (イ) 集成材の日本農林規格
 - (ウ) 構造用集成材の日本農林規格
 - (エ) 単板積層材の日本農林規格
 - (オ) 構造用単板積層材の日本農林規格
 - ② 改正について
 - ア 構造用パネルの日本農林規格
 - イ 型枠壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格
 - (2) 日本農林規格（平成15年度実施分）の見直しの方角について
 - (3) その他
4. 閉 会

資料

1. 農林物資規格調査会委員名簿
2. 普通合板の日本農林規格等の見直しについて（案）
3. フローリングの日本農林規格の見直しについて（案）
4. 集成材の日本農林規格の見直しについて（案）
5. 構造用集成材の日本農林規格の見直しについて（案）
6. 単板積層材の日本農林規格の見直しについて（案）
7. 構造用単板積層材の日本農林規格の見直しについて（案）
8. 構造用パネルの日本農林規格等の改正について（案）
9. 日本農林規格（平成15年度実施分）の見直しの方角について（案）
10. J A S規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会委員名簿

氏 名	役 職 名

有馬孝禮	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
池田高明	(社)全国中央市場水産卸協会常任理事
会長代理	
岩崎充利	(財)食品産業センター理事長
大木美智子	消費科学連合会会長
沖谷明紘	日本獣医畜産大学獣医畜産学部教授
垣添直也	(社)日本経済団体連合会常任理事
加藤信子	関西生活者連合会理事
近藤栄一郎	全国青果物商業協同組合連合会青年連合会会長
斉藤俊子	主婦(食品表示ウォッチャー)
塩越康晴	全国消費者協会連合会食品安全対策委員長
田中隆行	(社)全国木材組合連合会副会長
谷美代子	日本生活協同組合連合会理事
寺内正光	(社)日本食肉市場卸売協会会長
並木利昭	日本スーパーマーケット協会事務局長
畑江敬子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
原田典正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
藤井良隆	(社)住宅生産団体連合会木質複合建築開発委員会委員長
会長	
本間清一	お茶の水女子大学生生活科学部長
保田茂	神戸大学農学部教授
山中博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事

事務局

西藤総合食料局長、岡島参事官、柄澤品質課長、田中食品表示対策室長、牛島上席規格専門官、武田林産物班課長補佐

○柄澤品質課長 定刻でございますので、農林物資規格調査会総会を開催させていただきます。

本日の出席状況でございますが、山中委員、垣添委員、畑江委員が所用のためご欠席でございます。

したがいまして、総数20名の委員のうち、17名の委員が出席されておりますので、過半数を超えております。農林物資規格調査会令第6条第1項の規定に基づきまして、会議は成立しております。

なお、会議の傍聴を公募しましたところ、6名の方が応募しておりますことをご報告申し上げます。

本来であれば、総合食料局長の西藤の方からご挨拶を申し上げるところでございますが、所用により、本日欠席させていただいておりますので、総合食料局の岡島参事官よりご挨拶を申し上げます。

○岡島参事官 農林物資規格調査会総会の開催にあたりまして、西藤総合食

料局長に代わりましてご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多用のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

1月30日に続きまして、2回目の農林物資規格調査会の総会になります。本日は林産物の日本農林規格の一部改正と、平成15年度に実施します日本農林規格の見直しの方向についての2つの議題につきましてご審議いただくことになっております。

林産物のJAS規格の改正につきましては、定期見直しによりまして、製造や流通、使用の実態を踏まえて改正を行っていくということと、今年7月に施行される予定になっております改正建築基準法によりホルムアルデヒドの規制への対応ということで、その改正が盛り込まれたものとなっております。

また、JAS規格につきましては消費や流通、製造の実態からかけ離れたものとならないようにということで、5年ごとにすべての規格を見直すことになっております。平成13年の11月のこの調査会におきまして決めていただきました見直しの基準がございまして、その基準に基づきまして、平成15年度に実施する日本農林規格の見直しの方向性につきまして、本日ご審議いただくこととなります。

委員の皆様方におかれましては、十分ご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○柄澤品質課長 それでは、農林物資規格調査会運営規程第2条第2項の規定に基づきまして、

本間会長に議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○本間会長 こんにちは。本日は林産物という題材でございます。JAS法の対象といたしま

しては、いわゆる食べ物に類する農産物と、それから林産物という2つに分かれておりまして、

これは両方ともいろいろな規格というものが整理されてきておりますが、ただいまのお話にございますように、本日の林産物に関しましてはかなり長い期間、委員会が積み重ねられておりまして、それをいくつもいくつも集めて、ここへ一時にまとめて出してきたという経過をたどっております。これは部会の報告でおわかりいただけるだろうと思います。

それからあと、林産物につきましては先ほどのあいさつにありましたように建築基準法における引用があります。農産物などの食品は食品衛生法等を引用しております。お互いに引用されているという部分があります。その辺の重なりというのを意識してご議論をいただきたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、農林物資規格調査会運営規程第7条の規定によりまして、本日の議事録署名人を指名させていただきたいと思いますが、本日は岩崎委員と大木委員をお願いをしたいと思います。

それでは、手順に従いまして、事務局から説明に入らせていただきたいと思います。いろいろな合板あるいは集成材の名称がございまして、それぞ

れの対象品目につきまして、ここで現物をまずお見せして、それで説明に入るといふことにしたいと思っております。

一般的にはJAS調査会では現物を見せるとわりと通りがいいというジंकウスがございまして、想像するよりはるかによろしいということでございますので、似たような材でございすけれども、それぞれ技術の工夫が施されておりますので、ご議論のほどをお願いしたいと思ひます。

それでは、事務局からよろしいでしょうか。

○武田課長補佐 事務局で林産物を担当しております武田と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

早速でございすけれど、規格の見直しの結果についてご説明させていただきます。

お手元の資料の資料2の方をご覧いただきたいと思ひます。

資料2は合板の規格の廃止と制定の方となっております。最初のページですけれど、7月26日になっておりますけれども、部会の諮問文であります。

合板の規格に関しましては、2回部会が開かれており、2枚諮問文がついていふことになりました。

お手元の資料、ページナンバー3-③をご覧いただきたいと思ひます。

今、係の者が合板の方をお配りしていると思ひすけれど、単板を張り合わせたものとなっております。この規格について見直しを行いました。

見直しの概要でございすけれど、現在、合板については6品目でございます。普通合板、コンクリート型枠用合板、構造用合板、特殊合板、難燃合板、防災合板、この6品目それぞれの規格を整理統合して、新しく合板の日本農林規格を制定する案となっております。

ページをおめくりいただいて、3-④合板の日本農林規格の制定案の概要といふことになっております。

先に送付いたしましたものと多少ページの関係で変化がございまして、最初に整理統合の話。

続きまして、現規格と制定される案の比較を次に付けております。

ページ3-④ですけれど、普通合板の日本農林規格等の廃止及び合板の日本農林規格の制定といふことで、ここに1から4まで理由が書いてあります。

現行6品目ありますけれど、ほぼ同一の製造条件で製造されており、共通部分も多いといふことで1品目に統合いたしたいと思っております。

また、2番ですけれど、普通合板、これは3規格、中にございましたけれど、板面の品質を除きまして、ほぼ同様の水準といふことでございすので、これを1規格といたしております。

3番でございすけれど、コンクリート型枠用合板、構造用合板、天然木化粧合板、特殊加工化粧合板、これは今ある品目なんですけれど、4規格それぞれ独立させております。

4番でございすけれど、難燃合板と防災合板、これにつきましては、それぞれの規格の一性能であるといふことから、これを廃止して、規格の中に

性能として盛り込むという案になっております。

1枚めくっていただいて、今説明したような内容が表になっております。

左側、現行が6品目9規格のものが、右側、制定の方の1品目5規格になるということになっております。

続きまして、5ページになりますけれど、現行規格と制定案を比較しております。1番、ホルムアルデヒドの放散量についてということで、先ほどお話にもございましたけれど、今年7月ごろに施行が予定されている建築基準法の関係で、ホルムアルデヒドの放散量の建築材料に対する規制が行われるということで、それに対応するために規格を改正することとしております。

(1) 上位基準の追加及び表示記号というところでございます。

現行、表示記号の方、F C0、F C1、F C2となっております。また、3タイプの基準値になっております。これに、右側でございますけれども、F☆☆☆☆、F☆☆☆、F☆☆、F☆、このように表示記号を変えまして、F☆☆☆☆の基準値に当たりますものを追加するというふうになっております。

(2) でございますけれども、格付製品への表示の義務化等ということで、格付製品ということで、J A S製品ということをもとに、それに対する表示の義務化を行うということ

で、普通合板、天然木化粧板、特殊加工化粧合板に適用しようと思っております。

現行の方でございますけれども、F C0、F C1、F C2、表示なしというふうになっておりますけれども、これは表示なしもありますことから任意となっております。制定案の方では、F☆☆☆☆、F☆☆☆、F☆☆、F☆のいずれかを表示していただくという案になっております。

(3) の理由のところですが、先ほどから申しましたとおり、建築基準法が改正されまして、7月から施行になります。これの中身ですが、ホルムアルデヒドの室内濃度については、平成9年に厚生労働省が定めた指針値、これを具体的基準として、この指針を上回らないような値にするということで、建築材料については換気回数と当該建築材料の放散速度、これに応じて使用面積の制限を行うという中身になっております。

この制限の中身なんですけれども、一定量以下の放散量を放散する建築材料については、無制限、規制がかからないということになっておりますので、これに対応するため、(1) にありますF☆☆☆☆の基準を追加する案となっております。

これについては、コンクリート型枠合板は一応今のところは除いております。

ページをめくっていただいて、②のところになります。表示記号についてでございますけれども、現在、F C0と先ほど申しましたけれど、この0という表示はホルムアルデヒドを全く放散しないという、そういう誤解もありますこと。また、J I Sの方、ホルムアルデヒドの放散量E0、E1という表示になっておりますけれども、F C1とE0という表示記号の違いがございます。これとの整合性が求められておまして、この関係でF☆☆☆☆というような案を提示してございます。

あと表示の義務化のところですが、ここについては普通合板、天然木化粧合板、特殊加工化粧合板。住宅の内装用を想定して作られる製品について、格付された製品について表示を義務づけることといたしております。

ホルムアルデヒドの室内濃度の予測式ですが、この式を使いましてホルムアルデヒド放散速度を計算しております。

前提条件ですが、室内温度が28度、湿度が50%、換気回数が1時間当たり0.5回というような形で計算されております。

2番に移ります。非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等を使用した旨の表示等ということで、7ページに移っていただきまして、この内容について、こ

れも先日お送りしたものと若干フォーマットを変えてございます。追加の内容といたしまして、

接着剤及び塗料等について以下の条件を満たしていることを登録認定機関が認めた場合、以下の表示ができることとして、格付検査においてホルムアルデヒド放散量の試験を行わなくてもよいということにしております。

先ほどご覧になったとおり、合板の方、接着剤を使用しております。接着剤からホルムアルデヒドが出るわけですが、ホルムアルデヒドを含まない接着剤を使用した場合。また、表面等塗装したものがございすることから、それについてもそれはホルムアルデヒドを放散しない塗料などを使用した場合、この2つが重なった場合は放散量の試験、これを行うことを免除しております。また、その旨を表示するということになっております。

4番でございます。防虫処理薬剤について。防虫用処理薬剤については、(1)の新薬剤の追加として、現行、ほう素化合物、ホキシム、フェニトロチオンとございますけれど、この3つに加えましてシフェノトリン、ビフェントリンという新しい薬剤を追加する案となっております。

追加の理由といたしましては、現行の規格の中で普通合板や構造用合板、特殊合板などについては、有機リン系のホキシムやフェニトロチオンが認められておりますけれど、より環境負荷の低い、非有機リン酸系の防虫薬剤の使用の要望が上がってきておりまして、今回、非有機リン酸系としてシフェノトリンとビフェントリン、この2薬剤を普通合板と追加することとしております。参考としてあるのが、その薬剤のデータでございます。

有機リン酸系として、先ほど言いましたホキシム、フェニトロチオン、参考としてクロルピリホスが挙げてあります。

経口ラットの項を見ていただくとわかると思いますが、LD50という値がホキシム 2,170、

1,976と書いてあります。この量を経口ですので体内に取り入れると半数が死んでしまうというような値です。フェニトロチオンについては、5,000ミリグラム、クロルピリホス、毒性が強いと言われておりますけれども、860、950、これに比較しまして、今回加える非有機リン酸系薬剤については、ビフェントリンが5,000以上。シフェノトリンが5,000以上となっております。

ページをめくっていただいて5番のその他に移りたいと思います。

(1)でございます。接着の程度を示す類別の3類、これについては近年、製造量がわずかであり、格付実績もないということから、また製造側、実需者側ともに規格として特に必要性がないということもございまして、削除することといたしました。

残るのが特類、1類、2類ということになります。

(2)でございます。構造用合板の2級の曲げヤング係数の基準についてでございます。現行が、厚さ12ミリ以上のものについては、ヤング係数については $4.0 \times 10^3 \text{ N/mm}^2$ 。改正案の方は、12ミリ以上としていたところを12ミリから24ミリ。あと24ミリ以上として、それぞれの基準値を $4.0 \times 10^3 \text{ N/mm}^2$ 。24ミリ以上のものについては $3.5 \times 10^3 \text{ N/mm}^2$ というふうにしております。

その理由ですけれど、従来、先ほど申しましたように、12ミリ以上のものについては $4.0 \times 10^3 \text{ N/mm}^2$ ということになっておりましたけれど、厚さ24ミリについては $3.5 \times 10^3 \text{ N/mm}^2$ とした場合でも、たわみによる厚さに十分担保できる、こういうことになっておりますので、新たに24ミリ以上の区分を設けたということでございます。

参考として、数値が出ております。

10ページのところでございますけれども、参考の例ですけれど、12ミリと28ミリのもので比較しております。従来のものは12ミリ。厚物合板ということで、28ミリという例を出しております。

たわみの方、等分布荷重の方 1.0、1.43とたわみの方は強度が増しております。人などの荷重、集中荷重でございますけれども、1.0と0.72。これはちょっと弱くなっております。強度に関してでございますけれど、等分布荷重の方は同じ、人などの荷重、集中荷重の方は 2.0と強くなっております。

(3)の樹種表示についてでございますけれど、現行、樹種表示は特段入れておりません。制定案の方では、表示する場合は、品名、寸法など一括して表示する。樹種名は最も一般的な名称で記載する。表示する樹種を表板に使用したのか、または使用部位を明らかにして表示するというのが案になっております。

理由ですけれど、現在、製造メーカーが自主的に表示しておりますけれど、ばらつきがあるということで、JASの規格の中に盛り込みまして、使用する単板の樹種名を表示できるということにしました。

規格の概要は以上でございます。

次の資料、止めてあるところですが、これが制定案の方になっております。今説明した11ページでございますけれども、3類を除くというのは、最初のページ、特類、1類、2類というふうに3つだけになっております。

あと13ページなどにホルムアルデヒドの表示。防虫薬剤としてビフェントリン、シフェノトリンなどの追加の記述がございます。

17ページでございますけれど、(7)の単板の樹種名の追加ということになってございます。

29ページのところでございますけれど、先ほど申しましたヤング係数24ミリ以上のところが右側の表になっている一番下のところ、3.5として追加をされております。

制定案の方、以上でございます。

合板の日本農林規格制定案に係る意見、情報の募集の内容というのがございます。いわゆるパブリックコメントと呼ばれるものがございます。受付件数としまして、製造業者6件、その他1件、合計7件となっております。

代表的な意見としまして、シナ合板について表示による表裏面の汚染等によるクレームの発生もあったことから梱包表示を認めてほしい。

合板の幅、長さについて、種類が多いことから各枚表示を省略してほしいというような意見がありました。これについては、二次加工用等の特別なものについては、梱包表示していいということになりますけれど、原則的には各枚表示ということで対応すべきと言っております。

あと、ホルムアルデヒドの放散量についてですけれど、含水率により測定に影響が出る可能性があることから、試験時の含水率を規定するか、または補正することが必要があるのではないかと。

検討会のときにも出ましたが、製造後まもなく行うことから、これについては必要ないであろうということです。

あと、試験片の養生条件について、ビニール袋に入れることによりホルムアルデヒドが再吸着し、実際より高く測定されるのではないかとということについては、ビニールですので、少ない空間ということで、ほとんどないであろうということで現行の案のとおりになっております。

あと、非ホルムアルデヒド系接着剤の表示については、どの樹種についても同じに扱ってよいのか。樹種によって放散量が違うのではないかとということでもございましたけれど、確かに樹種によってわずかですけれども出るものもあるということから、それについては問題ないであろうということで考えております。

あと、フェノール系樹脂接着剤を使用したものの試験頻度の緩和ということでもございますけれど、一応ホルムが出るということであるので、試験の緩和は行わないこととしております。

表示の義務づけについての疑問点でもございまして、どれにつけるのかということで、先ほど申しましたとおり格付された製品、JASマークの付いている製品に義務づけを行うということになっております。

あと、コンクリート型枠用合板にホルムアルデヒド放散量の上位基準の追加ということですが、コンクリート型枠用合板は住宅用という性能ではございませんので、これは追加しないこととしております。

あと、曲げ剛性試験、曲げ試験等々の含水率の調整の基準の削除ということですが、これについてはISOの規定の方向であり、整合性を図るため案のとおりにしております。

あと、WTO通報による各国コメントはございませんでした。

オリジナルの方、後ろについておりますのでご覧ください。

説明は以上です。

○本間会長 それでは、部会の報告をお願いしたいと思いますが、部会は○

○委員と○○委員が部会長をそれぞれ務められておりますが、第1回の部分につきましては○○委員からご報告いただきたいと思います。

○○委員　ご報告いたします。調査委員会委員が4名、専門委員11名、これが平成14年7月29日に部会を開催いたしました。この部会については規格・基準の作成に際して、内外関係者の意見を聴取する機会を設けるため、アクションプログラムの骨格に基づき公示しましたところ、出席を希望された方9名。構造用集成材、普通合板等のJAS規格の改正について意見を述べることを希望する方は1名でございました。

それでは、普通合板のJAS規格等についてご説明申し上げます。

現行の普通合板の、先ほどご説明がございましたように、6品目はほぼ同一製造条件で作られております。したがって、試験方法等、共通部分も大変多いことから、整理統合して1品目に統一するということになっております。

それから、ホルムアルデヒドの放散量、今回の大変関心の高いところでございますが、これは建築基準法の規制のレベルに対応させるということでありましたが、従来、3つございましたが、今までの基準に対応していない。ややレベルを高くするというので、上位ランクを作るということになりました。それをやりましたが、その中で今までよりも放散量の少ない上位基準、今回の案については、コンクリート型枠用合板以外のものですね。普通合板等のコンク

リート型枠用合板以外のものの新設について表示記号を変更するという事になっております。

コンクリート型枠用合板というのは、ご承知かと思いますが、これは俗称コンパネと建築現

場では言っているものであります。コンクリートの型枠用のものであります。したがって、

室内に直接使うということではないわけでありますので。ただ、それでも表示は一部分は残っているんですが、この上位については室内を主として考えておりますので、基本的に外したということでございます。

それから、普通合板、天然木化粧合板、特殊加工化粧合板については、ホルムアルデヒド放散量については表示を義務づける。これについては、室内に直接係わるところでございますので、上位基準のものを付けたということでございます。

それから、防虫薬剤、これについてはシフェノトリン、ビフェントリンを追加したということでございます。

それから、接着の程度、3類、今まで1、2、3の3種類、一番接着性能としては低い類でございしますが、これについては製造量がわずかになった。1類、2類、それ以上のものでありますし、格付実績もないということでもありますし、製造側、使用側とも規格としても特に必要性がない。先ほどご説明があったようなことでありますので、削除をすることとなりました。

それから、構造用合板の2級の曲げヤング係数の基準に際して、厚さ24ミリ以上については、これは24ミリ以上と、それ以下の12から24というのはご

ざいますが、分けましたが、24ミリ以上についてはヤング率が少々低く、3.5とした場合でも、これは厚さで稼ぐわけですね。たわみを問題にしますので、これは厚ければ、当然その分だけたわみは少なくなります。したがって、少々ヤング率が低くなったとしても、十分使用のところで構造用合板の用途として、特に床でございます。こういうのに対応できるということでありましたので、3.5にしてもよいということで、24ミリ以上の区分を設けて、 $3.5 \times 10^3 \text{ N/mm}^2$ を適用することとしまして、これは原案でございますが、原案どおり改正する方向で調査会に報告することとなりました。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございます。

第2回目の方は〇〇委員が部会長を務められておられますが、今日は欠席でございますね。それで、これにつきましては事務局の方からご説明いただきたいと思います。

○武田課長補佐 今ありました2回目の部会の報告をさせていただきます。

昨年の10月24日に調査会委員4名、専門委員17名により、農林物資規格調査会が開催されました。この部会には、規格、基準の作成に際して、内外関係者の意見を聴取する機会を設けるためにアクションプログラムの骨格等より公示しましたところ、出席を希望される方が24名、意見を述べることを希望する方はございませんでした。

内容についてですけれど、合板の件につきましては、ホルムアルデヒドを放散しない接着剤

を使用する場合であって、ホルムアルデヒド放散しない塗料・材料を使用している場合には、

ホルムアルデヒド放散量について格付の検査を免除するということと、ホルムアルデヒドを放散しない旨を表示できるということになりました。

以上の内容を改正する方向で調査会に報告することとなりました。

以上です。

○本間会長 ありがとうございます。それぞれの部会の報告も併せてご議論していただくことになりますが、いかがでございましょうか。あるいは、〇〇委員が今日、こういうサンプルを回しておりますけれど、何かこれについて簡単な説明なりございますか。

〇〇委員 ゴウハンでございますので、ゴウバンと言わないようにしていただきたいということがまず1つでございます。ゴウハンでございますので、建築の世界だとか、いろいろな方々が言われるとき、ゴウバンと濁る発言がよくあるんですが、これはゴウハンというのが正式の名でございます。まず、それを一つお願いしたいというのが一つでございます。

それと、今ございましたように、合板についてはいろいろ最近ございます。南洋材、南の方でできてくるものもありますし、それからカラマツ、北洋系統のそういうものもありますし、いろいろございます。そういう点では針葉樹合板と広葉樹合板というのがありますが、かつては我々は広葉樹の合板、南洋材の合板が主だったんですが、最近ではいろいろなものが出てきておりますので、構造用合板等は針葉樹の合板が増えてきております。

そういう点で、今までのあれと違うなという具合にお気づきになったかもしれませんが、合板自身も大分姿を変えているということでございます。

○本間会長 それと、あと一括表示というのは、大きな板の端っこに判こか、張り物でこういうふうにして示すというのが一括表示でございますね。この中に樹種、木の種類も示すと。一括表示の中に入れて示すということですか。

○武田課長補佐 任意表示になっておりまして、示したい方は。

○○委員 いろいろな面で誤解があるといけませんので、これは私、素人目での話を申し上げますが、J A Sの製品については表示がされている、ということですよ。

○武田課長補佐 そうです。

○○委員 したがって、J A Sを取っていないのは、逆に言う则表示していない可能性がある。

○本間会長 格付品には表示されるという優位性があるということでございますね。

あと、関連の委員で何か追加説明はございましょうか。

いかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご議論を。

○○委員 こういうものは輸入がすごく多くなっている聞いていますけれども、例えば輸入品で格付されていないものが来た場合は、これはどうにもならないということになるんでしょうか。

○武田課長補佐 その場合は、J A Sのシステムとして1種格付というのがございます。1種格付というのは、そのものをもって検査の方をしていただいて、その検査に合格すればJ A Sマークが付けられるという形になっておりますので、そういう製品についてはJ A Sの1種格付を取っていただいてJ A Sマークを付けていただければJ A Sとして認識されることになっていきます。

○○委員 付けなくても当たり前のように入って来てしまうことが往々にあるということも考えられるわけですか。

○武田課長補佐 合板全体の格付率なんですけれども、大体50%ぐらいの製品についてはJ A Sマークが付いています。

外国製品なんですど、今回、建築基準法の方、ホルムアルデヒドに規制がかかりますけれど、

外国製品の方も同じように規制がかかってくるということになりますので、ホルムアルデヒドの放散量、このようなものについてはJ A Sを取るなりの方法が必要になってきます。

○○委員 じゃあ大丈夫なんですね。

○柄澤品質課長 補足させていただきますと、今ご指摘のように、外国製品の場合であっても、

国内製品の場合であっても、日本で建築の材に使う場合には同等に建築基準法の規制がかかってまいりますので、さきほどからご説明申し上げておりま

すように、ホルムアルデヒドの規制というのは外国製品にも同等にかかるということでございますから、JASをとりませんと、実際問題、それだけ使いにくくなる。ですから、外国製品であっても相当の割合のものが事実上、JASをとるインセンティブが働いてくる。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○本間会長 いかがでございましょうか。

どうぞ。

○○委員 うちで送っていただいた資料を見ていたんですが、まず建築基準法の方でのホルムアルデヒドの発生量というのは、時間当たり平方メートル当たり何ミリグラムという表現をとっているんですね。JASの方ではリッター当たりのミリグラムで表現されています。ここら辺で、例えば基準法の単位に示すと、これは一体どのぐらいであるのかなというのがまずわからなかったという面が一つあります。

それともう一つは、天然の木そのままでもホルムアルデヒドが出てくる状況というのがあるんですが、これはどのぐらいの数値なのかなというのがわかりませんでした。

表示の面につきましては、より踏み込んだ発生量の問題、グレードが一つ高くなったものがあるんですが、こういう商品というのは全く接着剤とか塗料にはホルマリンを使わないというのが今度☆4つになるという考え方でよろしいのかどうか。

○武田課長補佐 先ほどの資料の6ページをお開きいただくと、放散速度ということで建築基準法はなっていると思いますけれど、この予測式に当てはめまして、JASの方、中段からちょっと下なんですけれど、Dというのがございます。建築材料からのホルムアルデヒドの発散量。これはデシケータ一値になっておりますけれど、これに当てはめて換算していくという形になっております。

2点目の天然のものからどれぐらい出るかということなんですが、天然の木材から確かに出てきますけれど、デシケータ一値でいくと☆4つの基準が0.3mg/Lですので、一つオーダーが違う値の放散量になっているので、問題はないと考えております。

☆4つの方のお話なんですけど、☆4つ付ける場合は、これは試験をしていただくということになります。その試験値によって☆の数が決まってくるということになります。

あと、7ページのところなんですけれど、それ以外に試験の免除ということで例外規程を設けております。この場合、接着剤、塗料と合板に付けるものがございますけれど、これらからホルムアルデヒドが放散しないということ登録認定機関が認めた場合は、一番右側にありますけれど、表示のところの文言を先ほど言った一括表示のところに書きまして、それを☆4つの代わりにしていくということでございます。

○本間会長 よろしいですか。

○○委員 天然で0.03かそのぐらいの1桁下のデータですよ。なった場合に表示でホルムアルデヒドは出ませんというこのテストというのは、やは

りどこかでオーダーというのはあるんでしょうか。以下はゼロに見なすみたいな、そういう考え方。板自体からも出てくるわけですね。合板自体から。何も使わなくても。

○武田課長補佐 出ないという表示はJASの方ではしておりませんで、使った接着剤の塗料から出ないという表現になっております。

○○委員 わかりました。

○本間会長 要するにバックグラウンドですよ。それを対象にするかしないかでしょかね。

今のご質問の最初の部分ですけれども、建築基準法とJAS法で量の表示の単位が違うんですか。平方メートル当たりのミリグラム数と、それからリッター当たりのミリグラムという、そういう違いがあるんですか。

○武田課長補佐 試験方法が多少異なりまして、建築基準法はチャンバー法と呼ばれるもので測っております。それは気中濃度を測るものです。デシケータ法というのは水の中にホルムアルデヒドを吸着させて、それを確定するということになっておりますので、そこら辺の違いがあります。

○本間会長 これは例えばJAS法の場合でも、今食品の場合は食衛法との関連で、要するに同一の事象を同じ言葉で示していこうではないかという交渉をしているわけです。林産物と建築基準法との関係において、その辺のことはあまり議論の対象になっていないのでしょうか。仕組みの問題で。

○武田課長補佐 建築基準法の方、測るものは室内の空気、これの濃度を測っております。JASの方の林産物の方ですけれど、建材の方から発散される量を測るということになりますので、そこら辺の違いがあるかと思えます。

○本間会長 そこは問題はない？

○柄澤品質課長 おそらく食衛法との関係とちょっと問題が違うのではないかと思います。すなわち同じことを違うふうに呼んでいるということではございまして、建築基準法というのはまさに一定の広さの空气中にどのぐらいの濃度を上限にすべきかという、そういうまさに建築としての規制だと思うんですが、JASの規格は材そのものからどれぐらい出るか。材そのものについての基準でございしますので、基準の対象が違ってきております。全く同じことを違うふうに呼んでいるということではないのではないかと考えております。

○本間会長 ありがとうございます。不勉強でございました。

どうぞ。

○○委員 これだけで時間をとるのもなんですが、要するに私が聞きたかったのは、例えば建築基準法で $5\text{ug}/\text{m}^2 \cdot \text{h}$ という単位になった場合に、例えばこの基準からいきますと☆いくつの部類に入ってくるのかという換算が非常に難しいなという感じがあったものですから、お聞きしたところであります。

やはり、今、本間先生が言われたように、基準法と比較できるような単位に統一というのは、将来的に考えられないのだろうかという、そういうのもありましてお聞きしたんですけど。

○武田課長補佐　すぐ換算するのは難しいんですけど、 $5\text{ug}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ という、その基準をクリアするという値で 0.3 というのを設定しています。

○○委員　直接比較することはできないんですが、簡単にいいますと、例えばどれぐらいの換気量があるような部屋だったならば、例えば今回の☆4 だったならば、大体どれぐらい大丈夫でしょうという、これは告示で出るようになっておりますので、一応対応するようにはな

っている。ただ、その数字が直接こうなっているかどうかということになると組み合わせがいろいろありますので、換気量が違いますと、当然違ってきますので、そういう組み合わせで選べるようにはなっているということと考えていただいてもいいと思いますが。

○○委員　要望になるんですけど、7月1日から実施ということになっていきますので、後が詰まっていますので、この原案をいじるとますます社会的な不安を起すことになっていきますので、これはこれでいいと思うんですけど、5 ページのところを見ていただきたいんですが、

1 (1) の表を見ますと、単純に例えば FCO は $0.5\text{ mg}/\text{L}$ 、右側の改正案も同じ数字ですから、何ともないじゃないか。こういうふうに皆さん方思われるし、ただ単にマーキングの問題だけですから、先ほど合板のところに判こ押ししたりして、それを読み替えればいいじゃないか、こういうふうに一般的には思われがちなんですけれども、54 ページを見ていただきますと、鉛筆書きで 54 ページと書いてあるところの (ウ) の 2 行目にデシケーターと書いてあるんですけど、これがガラスのデシケーターに限ることになったわけですね。

そうすると、以前は同じ数字の先ほどの 0.5 であっても、この試験をやり直さなければいけないというような事態になると、全部のものがその期間中に、しかも限られたところで、指定されたところで試験を受けて証明をもらわなければいけないということになりかねないわけですね。

もし、私が申し上げたとおりだとすると、今までやっていたのはアクリルデシケーター法で、大変だと思うんですね。ガラスデシケーターの会社さんもおられると思いますけれど。

そうすると、今まで認めてきたものは一体何なのと。こういうことになるのと、社会的な資本がそこで急に失われてしまう形になるわけです。ですから、化学的な数式も明確になっているのであれば、換算式、そう簡単にはいかないのかもしれませんが、研究室で研究した値の正確な数字でなくても、行政的な大まかなところで何か換算するようなことを、法律の中にそれを書くことはできないでしょうから、何か別の文書か運用基準のようなもので当分、例えば 1 年とか半年とかの間は読み替えて運用していいというようなことにはならないのでしょうか。

○武田課長補佐　試験方法のことですけれど、合板の方、ガラスデシケーター法をそのまま使いますが、今の話、ひょっとしたらフローリングの方の話……。

○○委員　この後、全部のホルムの話として聞いていただきたいんですが。

○武田課長補佐 それについては、試験や何かを行ったときに、ガラスデシケーターとアクリルデシケーターで、これはフローリングのところに出てきますけれど、相関性、低い値については明確なものは出なかったということがございます。それで今回、ガラスデシケーター法、フローリングの方を変えさせていただいているところでございます。

また、JASマークを付けたものについては、今、国土交通省の方で何らかの方策を検討していると聞いております。

○○委員 これからものを作って、7月に合わせて工事現場にそれを搬入するとなると、ある時期に作って倉庫に納めて、問屋から現場にものが行く。こういうことになると思うんですけど、読み替えができないと、逆に市場に出回っているものを回収するとなると、川の流れは上から下に、必ず低いところに流れていきますからいいんですが、逆にそれを回収するということは、業界の中では大変なことなんです。

ですから、読み替えがある期間はできるというふうにしないと、非常に無駄なことになると思うんです。エネルギーもすごく要すると思うんです。

○柄澤品質課長 今のお話はおそらく建築基準法が国土交通省で7月に施行されるというふうに聞いているわけですが、そのときまでに新しい規格に基づいてお作りになったものが間に合っていけばよろしいわけですが、間に合わない場合のことをおそらくおっしゃっているのだと思います。

これはもっぱら建築基準法の方をどういうふうに運用するかという問題かと存じますが、今私どもが国土交通省から聞いているところによりますと、古い規格でお作りになったものが仮に7月まで残っていて、それを新しい建築基準法でお使いになりたいというような場合には、出回っているもの全部回収するというのではなくて、古い基準で規格をとったものに、新しい基準に合うような付加的な何か証明書みたいなものを添付すれば、すでに出回っているものも新しい建築基準法上使えるように手当てしたいというようなことを、私ども国土交通省の方から聞いているところでございます。

それはもっぱら建築基準法の運用をどういうふうにするかというお話でございますので、私どもの権限でできる話ではございませんが、そのような話を聞いているということをご報告したいと思います。

○○委員 これは部会の話の中で出たか出ないかお伺いしたかったんですが、防虫処理の中

で、新しく2種類増えております。これについてはピレスロイド系の2種類が入っていますが、

ちょっと気になったのはフェントロチオンなんです。来る前に引っ張ってみましたら、環境ホルモン作用が、DDTの分解率の35倍という強さがあったという、それが確認されたということが載っていたものですから、今はシックハウス対策だと思うんですが、こころ辺の問題なんかが話題になったかどうか、お聞かせいただければなと思います。

○武田課長補佐 今のフェントロチオンですが、部会の中では新しい薬剤についての議論はございましたけれど、もともとあるフェントロチオンについては議論はございませんでした。

実際のところ格付実績を見ているんですけど、フェニトロチオンの方は 765 立方ぐらいで少なくなっております。

○本間会長 よろしゅうございましょうか。

それでは、ただいま出されました改正案でございますが、廃止及び合板の日本農林規格の制定案につきまして、原案どおり廃止及び制定ということ、ご了解いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次はフローリングに移るわけでございますが、これもサンプルがあるわけございましょうか。

まず最初に〇〇先生のところへお届けして、先生から簡単なご紹介をいただけますか。

〇〇委員 フローリングについては、見ていただくとおわかりいただけだと思いますが、いろいろな形がありますので、単層というのが言葉で出てきます。これは一つしか層がないという意味であります。

それから、単層フローリングで無垢板、これはご承知のとおり素材そのもので、合板とか複合されていない。接着剤なんかは一般的には使っていないかもしれない。ただ継ぐところ、これは継がなくてはいけないところがある。そういうところに接着剤が使われることがあるということがありますので、それが後で話題に出てまいります。

その程度で、あとは見ていただければ。台板が合板であったり、もともっているのが合板であったり、その上に化粧の板が乗っかっているというのがいろいろあるということでございます。

○本間会長 1枚ものと重ねものがあるんですか。

〇〇委員 はい。一応見ていただくと、回していただいて。

○本間会長 それでは、事務局の方は準備はよろしいですか。

お願いいたします。

○武田課長補佐 フローリングの方をご説明いたします。資料3の方になります。

フローリングの方、3回部会が開かれております。諮問の方は3枚付いております。13年12月、14年7月、14年10月ということでございます。

83-④のページに移らせていただきます。改正の概要といたしましては、(1)からでございます。

(1) 単層フローリングの定義の改正 (2) 製品の最低厚さの基準の追加 (3) から

(5) まだがホルムアルデヒドになります。上位基準の追加、格付製品への表示の義務化、非ホルムアルデヒド系接着剤などを使用した場合の表示等、ホルムアルデヒド放散量試験の捕集方法の変更ということでございます。

(6) 防虫処理薬剤として使用可能な薬剤の追加。これは合板の方にもございました。

(7) その他技術的事項の定義の明確化ということでございます。

フローリングの方、非常にややこしくなっておりまして、84ページ、分類の方をこちらに付けております。

先ほど申しました単層フローリングと複合フローリングに大まかに分かれることとなります。

単層フローリングの方はフローリングボード、フローリングブロック、モザイクパーケット、この3種類に分かれます。

複合フローリングの方は複合1種、複合2種、複合3種となります。

下の方の図がフローリング、これは単層フローリングですけれど、フローリングボードとフローリングブロック、モザイクパーケットの例示となっております。

85ページの方ですけれど、改正案の概要ということでございます。単層フローリングの定義の改正ということで、単層フローリングの方、用語として単層フローリング、フローリングボード、フローリングブロック、モザイクパーケットがでございます。単層フローリングの現行が、厚さ1.2ミリ未満の単板を張った化粧加工したものを含むとなっておりますが、これを削除いたします。

フローリングボードの方、一枚の板として、ひき板、単板、集成材、これを含むということになっております。これを基材としたものをいうということを改正案としましては、一枚のひき板を基材としたものをいうことにしております。

フローリングブロックの方も、ひき板、単板、集成材なんですけれど、それをひき板だけにしております。

モザイクパーケットの方もひき板または単板というところを、ひき板だけにしております。

改正の理由でございます。①のところ、単層フローリングの定義、これは化粧加工することによって一枚加わりますので、構成層が1でなくなるということから、単層フローリングの定義から除外しますけれど、複合フローリングの方で読むという案になっております。

②として、フローリングボード、フローリングブロック全般のことですけれど、単板を除いた理由として、単板を基材としたものは製造実態がないということで除外します。

集成材の方は、単層のイメージということからちょっと遠いということで、複合フローリングに移行させるということになっております。

86ページの方、2番のところですが、製品の最低厚さの基準の追加ということで、①単層フローリング、②複合フローリングというふうになっております。

単層フローリングの方は、3種類。フローリングボード、フローリングブロック、モザイクパーケット。フローリングボードの方は直張用と根太張用2つに分類してございます。それぞれ6ミリ、12ミリ、10ミリ、6ミリとしてございます。

複合フローリングの方は直張用と根太張用ということで、それぞれ3ミリと12ミリの厚さを追加しております。

追記の理由としまして、今までは基準を定めておりませんでしたけれど、リフォーム用としてかなり薄いものが流通しているということで、品質担保と

いうことから最低厚さを設定することとしております。

3のところでございます。ホルムアルデヒドの放散量について、合板の方と同じでございますけれど、建築基準法の関係で規制がかかるということで、上位基準の追加、☆4つがどれぐらいまでか。あと表示記号、これをFC0、FC1というのから☆印にしております。

87ページにいきまして、(2) 格付製品への表示の義務化ということで、現行はFC0、FC1、

FC1または表示なしということになってございますけれど、Fの☆のいずれかを表示するというようにしております。

88ページの方、計算式などは合板の方でご説明したとおりでございます。

88ページの方、4番になりますけれど、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等を使用した場合の表示ということで、接着剤及び塗料等について以下の条件を満たしていることを、登録認定機関が認めた場合ということで、下に条件を付してあります。

単層フローリングの方、接着剤を使用しない場合がございます。また、塗料等を使用しない場合もございます。また、両方とも使用する、片方だけ使用する、こういう場合があります。その場合分けを表にまとめてあります。

それぞれホルムアルデヒドを含まない接着剤使用とか、ホルムアルデヒドを放散しない塗料等を使用した場合の場合分けで表示は行っております。

追加の理由のところですけど、上記の場合、格付の放散量試験を行わなくてもいいということになってございます。

次のページに行っていただいて5番でございます。ホルムアルデヒド放散量試験の捕集方法ということで、先ほど出ましたけれど、現行、アクリルデシケーター法、改正の方はガラスデシケーター法ということにしております。

改正の理由としまして、改正案の検討に際して、アクリルデシケーター法、ガラスデシケーター法との整合が十分に図られているかどうかを確認したところ、アクリルデシケーター法によると全般的に放散量が低くなるということがありますので、ガラスデシケーターに変えるということでございます。

次のページ、アクリルデシケーター法とガラスデシケーター法の図があります。下の、ちょっと見にくいですが写真の方、左側がアクリルデシケーター法。アクリルの箱の中に試料を入れて測る。ガラスデシケーター法はこのような形のガラスの中で測るということでございます。

91ページ、防虫処理薬剤についてでございますけれど、単層フローリング、現在、ほう素化合物、ホキシム、フェニトロチオン、ピリダフェンチオン、クロルピリホスとありますが、改正案の方ではこの中のクロルピリホスを削除することの案となっております。

削除の理由といたしましては、クロルピリホスについては現在使用されていないということと、今後見込みが少ないということのため削除しました。

参考ですけど、建築基準法の中、ホルムアルデヒドがメインになってお

りますが、クロルピリホスについても今回使用が禁止される予定になっております。

(2)の複合フローリングでございますけれど、新薬剤の追加ということで、これについては合板の方と同じように、シフェノトリン、ビフェントリン、これを追加することとしております。環境負荷の低い非有機リン系の防虫薬剤を追加することになっております。

92ページに行ってくださいまして、7番のその他技術的事項の定義の明確化等ということで、複合フローリングの種類の定義の明確化の案が出てございます。

現行として、複合1種、合板のみを基材とするのをベニヤコア合板のみを基材とするということにしております。

また、複合2種の方、集成材または単板積層材のみを基材とするというのは、ひき板、集成材、単板積層材またはランバーコア合板を基材とするとなっております。

3種については現行どおりということです。

改正の理由でございますけれど、合板の方、概念上、ランバーコア合板とベニヤコア合板2つございますが、これまで解釈上、複合1種フローリングについてはベニヤコア合板のみを基材としていたところでございます。それを明確にするという意味で、ベニヤコア合板、ランバーコア合板を書き分けてございます。

93ページに行ってくださいまして、フローリングの基材の定義の明確化ということでございます。フローリングについて、先ほどから基材という話が出てきておりますけれど、現行、基材というのは定義されておりました。改正案として構成層を構成する木質系材料のうち、フローリングの表面の美観、加工及び表面保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものをいうとの定義を加えるということでございます。

参考として付いているのは、概念の図でございます。真ん中が例えばベニヤコア合板であればこれが基材として、上に化粧単板を張ったものは基材と呼ばない。また同様に下に張ったクッション材、防湿材は基材とは呼ばないということになっております。

次にフローリングの農林規格の一部改正新旧対照表でございますけれど、この中に今お話しした単層フローリングなどの定義が追加されております。94ページでございます。

95ページについても、真ん中あたりでございますけれど、基材の定義が追加されております。

97ページですけれど、右側の防虫のところ、下線が引いてありますクロルピリホスというのがありますが、これは削除になっております。

98ページ、ホルムアルデヒドの放散量の基準。性能区分で☆がついてございます。

同じく98ですが、一番下、2の厚さが次の数値以上であるということで、次のページに移りますけれど、最低厚さがここで規定されております。

複合フローリングの方に移りますけれど、108ページなどに、これも同じく最低厚さ、真ん中の方ですけれど、直張の用に供するもの、根太張の用に供するものということで書いてあります。

あと126ページで、(エ)ビフェントリン、(オ)シフェノトリン等、新しく追加した薬剤の試験方法などが規定されております。

先へ行きまして、129ページですが、ホルムアルデヒド捕集方法をアクリルデシケーター法からガラスデシケーター法に変える試験方法などが書いてあります。

次に移りまして、133ページの⑧のところでございます。真ん中に部会の議事次第が出ておりますが、これの次でございます。規制の設定又は改廃にかかる意見提出手続きにより寄せられた意見・情報及びWTO通報ということで、パブリックコメントのことが載っております。受付件数が製造業者から3件ございました。

意見・情報としまして、1、2、3、4まではそれぞれ、ホルムアルデヒド放散量の表示記号の改正には賛成である。

「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」の表示をした場合には放散試験を行わなくてもよいことには賛成である。

環境負荷の低い防虫薬剤の追加については賛成である。

試験方法のガラスデシケーター法への改正には賛成であるということになっております。

また、次の、

ひき板または単板を使用したものにあつては、樹種名の表示とひき板無垢または複合単板と記載するよう要望する。

ということについては、単板のひき板については樹種を表示することになっておりまして、複合も単板を張ったもの、その単板の樹種名を表示することになっています。

ひき板とか複合の単板というのは見た目でわかるであろうということで、規格のとおりとなっております。

あと、木材自体からのホルムアルデヒド放散量について、特に表示の必要はないということになっておりまして、これらについては表示しておりません。

ホルムアルデヒド放散量の上位基準、F 0.3。部会のときに案として0.3というのが出ましたけれど、パブリックコメントの関係上、0.3ということになってはいますが、これはF☆☆☆☆のことでございます。これのさらに上のF0.15を設けてもよいのではないかとということでございますけれど、今般の建築基準法施行も0.3ということで、今回は設けてございません。

あと、「文面」といいうところですけど、ちょっと整理した方がいいのではないかという意見だと思っておりますけれど、これは一応整理させてもらっております。

2番のWTO通報による各国のコメントはございませんでした。原本の方、133の9ページから付けております。

以上です。ありがとうございました。

○本間会長 それでは、ただいまのフローリングにつきましては、部会が3回開かれておりまして、○○委員と○○委員が部会長を務められております。そこで、まず○○委員の方からご報告をいただきたいと思います。

○○委員 平成13年、大分昔になりますが、13年の12月10日に開かれたのをまずご報告申し上げます。このとき、アクションプログラムの骨格に基づき出席を希望された方が3名。それから、意見を述べることを希望される方はいらっしゃいませんでした。フローリングのJASの規格につきましては、まず単層フローリングで無垢板を使用したものにあっても、たて継ぎをした製品などに接着剤を、先ほど申し上げましたように、無垢の板でもこういう方向につなげるとき、ここのところに接着剤を使うことがあります。接着剤というのはこちらにベタッと張るのが普通だと思いますが、ここのところ、このつなぐところに使う場合も対象としたということでございます。

その接着剤を使用した製品については、ホルムアルデヒドの放散量の基準を設けて表示をするということになりました。

それから、先ほどご説明がありましたが、全く接着剤を使っていない製品については、ホルムアルデヒド放散量の表示は必要はない。そのかわり接着剤不使用、使っていませんということを表示することができるということであります。

それから、表示寸法については、先ほど見ていただきましたように、3ミリとか6ミリというこういう薄いものがありました。これがフローリングかと言われることがあろうかと思うんですが、この薄いものは直張りといって直接コンクリートに張ったり、それから合板が、下に台板があって、それに直接張るというやつ、これを直張用と呼んでおります。それについては、それに直接強度を必要としないので、3ミリとか6ミリも一応認めた。こういうことでございます。

それから、根太用というやつは12ミリ以上ですが、これは材があって、その上をフローリングを渡す。渡って止められるというものでございます。したがって、これはほどほどの強度がないといけないということで、10ミリ以上、こういうことでございます。

したがって、3ミリとか6ミリというものは木材の強度は大丈夫かということではありますが、これは直張用でありますし、ニーズが結構多いということで認めることになったということです。原案どおり改正する方向で報告することとなりました。これが第1回目でございます。

それから、第2回、平成14年7月29日でございますが、このときに出席を希望された方が9名、それから意見を述べられる方、直接フローリングについてはいらっしゃいませんでしたが、全体の委員会としては構造用集成材、普通合板、JAS等がありましたので、先ほどご報告したとおりで、1名が希望される方でございました。

フローリングについては、先ほどのホルムアルデヒドの件がもう一つございまして、ホルムアルデヒド放散量については、この段階で建築基準法の規制のレベルに対応させるため、今ま

での基準では対応していなかったというところがある。先ほど申し上げました上位基準ですね。

今までよりも放散量の少ない上位基準を新設して、表示記号を変更することとした。これが昨年の7月29日でございます。基準法を受けての話でございます。

それで、接着剤を使用している場合にあっては、ホルムアルデヒドを含まない接着剤だけを使用している。要するに、ホルムアルデヒドを含まない接着剤を使用している場合には、その旨を表示できることとなりました。

それから、防虫薬剤については、先ほどと同じようにシフェノトリン及びビフェントリンを追加するという原案どおりの改正をすることでこの調査会に報告することとなっております。以上でございます。

○本間会長 ありがとうございます。もう一つ、〇〇委員の務められた部会でございますが、

欠席でございますので、事務局からご報告いただきたいと思います。

○武田課長補佐 部会の報告をさせていただきます。

この部会、平成14年10月24日に開かれていまして、調査会委員4名、専門委員17名において農林物資調査会の部会が開催されました。出席を希望された方は24名おりまして、フローリングについて意見を述べる方はいませんでした。

この部会の中で、先ほど言いました接着剤を使用しない、ホルムアルデヒドを包含しない接着剤を使用した場合ということで、その旨表示できるということになりますけれど、建築基準法の関係もありまして、塗料についても当然あるんだということがございまして、その旨表示できるということに、追加になっております。

また、その表示をしたことによって試験を行わなくていいということになってございます。これを調査会に報告することといたします。以上です。

○本間会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明を含めまして、ご意見はございましょうか。

〇〇委員 質問なんですが、92ページで複合フローリングの定義で改正案が出て、説明があったんですが、複合1種でベニヤコア合板、第2種でランバーコア合板、こういうものについてもまた別に定義があるんですか、JASで。百科事典とかで知ることなんですか。

○武田課長補佐 JAS法上というか、この規格上の定義はございません。一般的な概念としまして、基材で単板を使っているものをベニヤコア合板。ランバーコア合板というのは、ひき板、ある程度厚みがあるものですね。この1枚板、ひき板を使ったものをランバーコア合板と呼んでいるということです。

〇〇委員 ベニヤというのは剥がしていった取ったやつということですか。

○武田課長補佐 ローターレースで、りんごの皮むきみたいに剥いで。

〇〇委員 打ち抜けば、薄いのをとればひき材ですよ、ベニヤでも。本来のベニヤというのはこういうふうには剥がしていく。

○武田課長補佐 で、それを張り合わせるということですけども。

〇〇委員 ですけど、薄いひき材でも剥がさないで、薄く切り取った板はどっちなんですか。

〇〇委員 つき板のこと。

〇〇委員 薄くね。

〇〇委員 だから、皮を剥く。

〇〇委員 そうそう。

〇〇委員 スライスドベニヤ。

〇武田課長補佐 ベニヤコアの作り方のところで、ロータリーレースとかスライサーみたいな、

薄く切るような作り方をしたやつは単板と呼ばれるベニヤコアになりますけれど、鋸で作ったような板はランバーと呼ばれて、それがランバーコアということになります。

〇〇委員 だから、厚さは関係がないんですね。

〇武田課長補佐 今の定義だとそうですね。

〇〇委員 必然的にベニヤの方が薄くなります。

〇〇委員 133ページの⑧に関係してご質問いたします。(2)の意見・情報というところの、米ポツの7個目のところ、下から2個目ですけど、ホルムアルデヒドの放散量F 0.3、賛成だけれども、さらにF0.15を設けてもよいのではないかというご意見に対してですけども、F00を設定するときにはF01ではユーザーの満足度が得られないのではないだろうかということで、F00を設定することになったわけですが、F00でもやはりそれは気中の放散濃度を満足することができないということで、今回、0より下がないので、多分マークが☆印に変えられたと思うんですけど、ここで言われているF0.15というご要望に対しては、5つ☆ということになると思うんですけど、この要望に対応して5つ☆をお作りになられるご予定はございますでしょうか。

〇武田課長補佐 今の段階でF☆☆☆☆という段階でございます。これは建築基準法との並びできておりますけれど、その関係で今のところ検討段階としまして、F0.15という位、Fの☆5つという位は今のところ検討には上がってきておりません。

〇〇委員 建築基準法は最低守らなければいけないという基準なんです。建築基準法がホルムアルデヒドに関して規定がない段階で、品確法(住宅の品質確保の促進等に関する法律)でホルムの等級がありまして、基準法以上の要求レベルのものが、現在皆さん方は品確法上で何かいい等級のものをというふうに思われているように聞いています。

基準法が変わりましたので、品確法も何らかの形で変わると思うんですけども、どのように変わるのかは知りませんが、ユーザーとしての希望は、多分、今の基準法レベルで性能表示が最低ランクのもので、最低という言葉はよくないですかね。基準法レベルのものが品確法でいう最低レベル、ということになっていますから、それでご満足されるのであればいいんですけども、ただし、それはなかなか難しいのではないかなと思うんですけども、ご用意があるかどうかということをお聞きしたわけなんです。

○武田課長補佐 0.15という話ですけれど、部会の中でも話し合っ、今のところはF 0.3で了承いただいているところでございまして、Fの☆5つというものについては今のところ近々で制定するというような動きはございません。

○本間会長 ほかにいかがですか。ご意見はございましょうか。
よろしいですか。

それでは、フローリングの規格でございしますが、見直し案につきまして原案どおり改正するということでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、さらに進めさせていただきまして、次は集成材のお話でござい
ます。サンプル、ございましょうか。

まず、また〇〇先生からご紹介。

〇〇委員 だんだんでかくなりましたけれど、集成材はこのようにひき板を
接着している。接着を使うところは、もちろんこの層と、これから先ほどひ
き板同士をつなぐ、こういうところですね。この2つが大体対象になりま
す。だんだん大きくなってまいりましたけれども、集成材自身も大変広く使
われる。これが皆さん方にとって珍しくなくなってきた時代になりつつある
と思っておりますけれども、特に張りなんかには普通の住宅でも使われるよ
うになっています。かつてはそれほど使われていなかったんですが、急に使
われるようになってきたということでもあります。

このときのホルムアルデヒドはどうだとか、接着剤はどうとよく言われる
ことがあるんですが、しかと見ていただいて、こういうものだということ
でございまして。

○本間会長 それでは、事務局の方の準備、よろしゅうございしますか。

○武田課長補佐 はい。集成材の改正案をご説明させていただきます。資料
4の方でございまして、これにつきましては、2回部会が開かれています。平
成13年12月と平成14年7月ということでございまして。

134ページの③のところでございますけれど、今回の改正の概要が書いて
あります。（1）

（2）（3）（4）とありまして、（1）はホルムアルデヒド放散量にいて
の上位基準の追加、

格付製品への表示の義務化及び表示記号の改正。

（2）はホルムアルデヒドを含まない接着剤のみを使用した場合にその旨
の表示及び格付の検査を免除。

（3）が造作用集成材の寸法について、仕上げ材及び未仕上げ材を定義
し、寸法の許容差を仕上げ材及び未仕上げ材ごとに設定。

（4）といたしまして、化粧ばり造作用集成材及び化粧張り構造用集成材
柱の寸法の許容差の厳格化等の改正を行うとなっております。

1ページめくっていただきまして、集成材の改正案の概要でございまして。
フローリング、合板と同じように上位基準の追加、あと表示記号の改正をし
ているところであります。

記号のところですけど、集成材だけFC2-Sと表示記号の一番下の欄がな

っているかと思いますが、このSは集成材という意味でございます。改正案の表示記号はF☆Sというふうになっております。

格付製品への表示の義務化等ということで、☆を表示するとなっております。

136ページでございます。非ホルムアルデヒド系接着剤のみを使用した場合の表示等ということで、登録認定機関がホルムアルデヒドを放散しない接着剤を使ったと認めた場合は、格付検査を免除ということになっております。

137ページ、3のところになります。寸法の許容差についての改正点ということで、（１）造作用集成材ということになっております。

造作用集成材については、「仕上げ材」及び「未仕上げ材」の定義を追加する。あと、短辺及び長辺の寸法の許容差を、定義しました仕上げ材、未仕上げ材ごとに規定することといたしております。

定義の追加案ですが、仕上げ材としまして、造作用集成材のうち、修正びきまたは材面調整を行い、寸法仕上げをしたものをいうという。未仕上げ材は造作用集成材のうち、寸法仕上げをしないものをいうということにしております。

②のところですが、寸法の許容差のところでございますが、現行、短辺及び長辺のところは±1ミリということになっております。材長は＋の方は制限しない。－の方は0ということになっております。改正案の方は、仕上げ材、未仕上げ材に分けて、仕上げ材の方＋1、マイナスの方は0.5ミリ。未仕上げ材の方は＋3、－0ということとしております。

改正の理由でございますが、造作用集成材について、最終製品、仕上げ材ですが、として出荷されるものと、化粧ばり用で化粧ばり造作用集成材の芯材ということで、二次加工の原料として回るもの、これは未仕上げ材ですが、この2つがありまして、それぞれの用途に応じて寸法の精度に違いが出てくるということでございます。こういう理由から定義を追加して、寸法の許容差についてはそれぞれに規定することとしております。

基準値については、実需者、また製造実態などを考慮しまして、現行の基準よりマイナス側を厳しくするということをしております。

また、未仕上げ材につきましては、再加工されることを考慮しまして、プラス側を3ミリ、マイナス側は表示寸法を確保するために0といたしているところでございます。

（２）で化粧ばり造作用集成材でございます。現行ですと短辺及び長辺が±1ミリ、材長の方はプラスは制限しないということと、－0ということでございます。

改正案の方は、プラスは1ミリ、マイナスは0.5。材長の方も同じとなっております。

改正の理由としまして、実需者の要望と製造実態を考慮しまして、マイナス側を厳しくすることとしております。

（３）化粧ばり構造用集成材ですが、これについては現行、短辺及び長辺、＋2%、－0.5%。改正案の方が＋1.5ミリ、－0.5ミリというふうに

なっております。

改正の理由といたしまして、現行パーセントとなっているということで、化粧ばりの造作用同様、定数（ミリ）ということにいたしまして、あと長さの許容差についても＋５ミリということで制限することといたしております。

概要の方は以上でございます。

あと、新旧対照表の方でございますけれど、ホルムアルデヒドの関係、140ページ、下の方に放散量の規格があると思います。141ページ、寸法の許容差のところ、左側の下の方になりますけれど、書いてございます。

あと、145ページになりますけれど、これも寸法の許容差が出てきます。

次に進んでいただいて152ページになりますけれど、これも同じく寸法の許容差の話でございます。

新旧対照表の方は以上でございます。

あと部会の方、これは議事次第、13年12月10日と14年7月29日の次第が入っております。

次でございますけれど、パブリックコメントとWTO通報ということで、受付件数としましては製造業者から4件来ております。

主な意見としましては、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用した場合のホルムアルデヒド放散量についての試験の免除。これは免除することといたしております。

あと、kgf単位をニュートン単位に変更するというので、これは改正見直しのときに検討を行っていくということを考えております。

見付け材面への品質の基準について、一部客観的に判断することが難しい基準を具体的に表現することで、これについては可能なものについては客観的な数値を入れていくこととしております。

寸法の許容差について、含水率の変化により基準値を超えることが考えられるので、現行のままとすべきということでもありますけれど、検討会の段階で実需者や製造者の話を聞いて今回の数字を決めてあります。

最後ですけれど、アクリルデシケーター法によるホルムアルデヒド放散量試験の取扱いということで、集成材はガラスの方に入らない大きさであるということで、現在、そのままにしております。

WTO通報による各国のコメントはありませんでした。以上です。

○本間会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの件につきましては部会が開かれております。○○委員からご報告願います。

○○委員 ご報告がございましたように、13年12月10日でございますが、これについては出席者3名、それから意見を述べられることを希望された方はいらっしゃいませんでした。

集成材のJASにつきましては、まずホルムアルデヒド放散量の表示については、フローリングと同様に義務表示とするということになりました。

それから、寸法の許容差については、現行よりもマイナス側を厳しくすること。先ほどございましたように±1だったやつが－0.5。未仕上げ材については－0という具合にしました。ということで、原案のとおり改正する方

向で報告することとなりました。

それから、平成14年7月29日でございますが、これにつきましては出席された方が9名。それから、意見を述べられた方が1名でございます。これも先ほどフローリングと同様でございます、ホルムアルデヒド放散量については建築基準法の規制レベルに対応されるということで、今まで基準では対応していませんでしたので、放散量の少ない上位基準を新設して表示記号も変更した。フローリング等と一緒にございます。

それから、ホルムアルデヒドを含まない接着剤で作られている場合がございます。その場合

については、その旨を表示する。非ホルムアルデヒド系接着剤使用という表示でございますが、それで表示をすることという原案どおり改正する方向で調査会に報告することとなりました。

それから、この集成材につきましては、あとの単板積層材でもそうでありますが、ガラスデシケーター法ではなくて、アクリルデシケーター法でやるということで、これは寸法から来ているものでございます。そういうことで、調査報告で原案どおり改正する方向で、報告することとなりました。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明と○○委員のご報告を含めまして議論をお願いいたします。いかがですか。

○○委員 ホルムアルデヒドの捕集のチャンバーなんですけれど、ガラスの方がいいというか、前の小さいサイズのサンプルのときはアクリルよりもガラスの方が。相関性が全然ないと

おっしゃったのでびっくりしたんですけど、アクリル材にホルムアルデヒドが吸着するんですか。

○武田課長補佐 正確な原因については、まだわかったくないんですが、吸着するのではないかと言われていた段階です。

○○委員 アクリルアミドをくっつける接着剤の中にはホルムアルデヒドは。ガラスは今のところは完全なインナートな、要するに不活性の物質ですよ、多くの場合は。ですから、サイズが大きいからアクリルでというのは、暫定であれなんですけれど、ガラスに近い何かインナートな被膜材の開発というか、それが必要なのではないかと思ったんです。実際、みんなアクリルの部屋には住まないですからね。技術的にまだ開発すべきところがあるのかなと思って。感想です。

○本間会長 あとは。

○○委員 参考になるかどうかわかりませんが、うちの方でも前、ホルムアルデヒド吸着カーテンというのをテストしたんです。そのときにガラス容器でやりましたけれど、ガラス容器でも若干吸着が起きるんです。ただ、アクリルの方は、先ほどの結果を見ると、ガラスよりも低めに出るという文章がありましたけれど、吸着能力が静電気が起きるものですから高くなるのではないかと。そういう感じで僕は把握していたんですが、そこら辺、ガラスでも若干起きますね。それはそのナイヤ面かなと思ったんですが。

〇〇委員 大きさが違うのが原因なのではないですかと思うんです。

〇〇委員 ええ、表面積が極端に違う。

〇〇委員 容積がね。機材でないような気がするんです。素人の考えですけど。

〇本間会長 測定法につきましては、多少希望が述べられましたけれども、いかがでしょうか。

原案を、何かそれを上回る測定法の欠点がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの集成材につきましては、集成材の見直し案を原案どおり改正するということで報告することにいたします。

まだ半分ぐらいしかやっております。

それでは、次は構造用集成材の報告でございます。これもサンプルございましょうか。ありますか。

〇武田課長補佐 さっきのと同じものです。

〇本間会長 では、一言〇〇委員、ございませう。

〇〇委員 構造用と造作用の違いというのは、力を受けるのが構造用でありますし、造作用というのは直接力を期待しているわけではないけれど、少なくとも断面が。造作用の場合には表面に化粧したりすることが非常に多いんです。単板を付けることが多い。したがって柱が多い。造作用は柱が多いと思います。付け柱というようなものです。そういうものに使われるのが多いということでございます。

〇本間会長 造作用というと要するに見えるということですか。

〇〇委員 そうです。

〇本間会長 構造用は見えない。

〇〇委員 いえいえ、見える場合もあります。両方あります。力を受けるかどうか。力を受けて、強度的な担い手であるかどうか。その違いだということです。

〇本間会長 わかりました。

では、事務局の準備、よろしゅうございませう。

では、お願いいたします。

〇武田課長補佐 構造用集成材の改正についてご説明いたします。資料5の方になっております。これについては、昨年の7月に部会が開かれております。

めくっていただいて169ページの2になります。改正の概要ということでございます。

(1)として、中断面及び小断面について、寸法の許容差の厳格化。(2)

(3)ホルムアルデヒドの関係です。ホルムアルデヒド放散量についての上位基準の追加及び表示記号の改正。

(3)としまして、ホルムアルデヒドを含まない接着材のみ使用した場合に格付の検査の免除。

(4)が一括処理事項の追加。(5)がブロックせん断試験について、現行より簡易な試験片の作成方法の追加ということになっております。

170ページでございます。1番としまして、寸法の許容差についての改正でございます。現行の基準及び改正案ということで、現行が短辺± 1.5、長辺の方が± 1.5%。材長の方は± 5ミリとなっております。

改正案の方、断面によりまして大断面、中断面、小断面がありますけれど、大断面の方を± 1.5ミリ、現行と変わらずということですが、中断面及び小断面に分けまして、+ 1.5、-0.5 というふうにしております。

長辺の方につきましても、大断面、中断面に分けておりまして、大断面を± 1.5%、± 0.5ミリを超えないことということで、現行と同じです。

中断面、小断面について、これまた2つに分かれまして、300ミリ以下のもの、300ミリを超えるものについて、それぞれ+ 1.5、- 0.5。300ミリを超えないものについて± 0.5%。この場合も+ 5ミリ、- 3ミリを超えないことというふうにしております。

改正の理由でございますけれど、中断面及び小断面について、実需者の要望を踏まえまして、

断面の大きさに比べて許容差が大すぎるということで、長辺の300ミリメートル以下のものについては許容差がパーセンテージとなっているものを定数として、マイナス側を厳しくしております。

2番ですけれど、ホルムアルデヒドの放散量については、先ほどの集成材のところと同じように、上位基準の追加及び記号の改正というふうになっております。

ホルムの説明がずっと書いてありますけれど、172ページのところ、3番でございますけれど、非ホルムアルデヒド系接着剤のみを使用した場合の表示等ということで、ホルムアルデヒドを含まない接着剤使用というのを表示として、ホルムアルデヒド系接着剤使用というふうにしております。

4番のところでございます。一括表示事項の追加ということでございますけれど、以下のものを追加するということで、①実大強度試験または実証試験を伴うシミュレーション計算を実施した旨。②としまして、プルーフローダによる強度確認を行った旨とうたっております。

これについては、必要に応じて表示すべき事項でありましたけれど、製造者による表示の方法、バラツキが多うございましたので、表示の方法を統一するために追加しております。

173ページでございますけれど、5番のところ、ブロックせん断試験の試験片の作成方法の追加ということでございます。

現行が（A）、小さい方ですけれど、こういう試験片になっております。追加として、

（B）を加えるということになっております。

追加の理由といたしまして、（A）の試験片の方、作成に非常に時間がかかる。安全性に多少問題があるということから、追加要望がありましたけれど、試験結果は大して差がないということで、今回、（B）の方を追加させていただいております。

概要の方については以上でございます。新旧対照表の方に移りまして、

180ページのところにホルムアルデヒドの放散量を追加してございます。また、許容寸法のところですけど、182ページ、下の方に追加してございます。

183ページ、シミュレーション試験の一括表示事項の追加のところですけど、プルーフロードによる強度確認を行ったものとか、シミュレーション計算を実施する旨というところで加えてあります。

あと、ちょっと飛びまして204ページ、先ほどご説明しました試験片の方、これで追加しております。新旧対照表の方は以上でございます。

次の綴り、部会の議事次第でございます。

あと、パブリックコメントとWTO通報の方でございますけれども、受付件数、製造業者から3件、実需者から1件、外国関係から2件ございました。

寸法の許容差についてでございますけれども、含水率の変化により基準値を超えることが考えられるので、現行のままにすべき。マイナス側を0とすべき。長辺300ミリ以下のものについて、マイナス側の許容差を0.5ミリではなく0.5%にということでございますけれども、これについては実需者、製造業者の実態などを考慮して決めた数字でございますので、原案のままといたしたいと思います。

あと、構造用集成材の最外層にひき板の代わりに単板積層材を使用できるようにしてほしいということでございますけれども、今の規格の中では読めないということと、あと実質的データなども不足していることから、今回は入れておりません。

あと、構造用集成材に幅はぎ未接着のひき板を使用できるようにしてほしいということですけど、これについてもデータ不足のため、今回入れてございません。

あと、ノルディックホワイトスプールの樹種区分の格上げですけど、ノルディックというのが産地のことでございますけれども、産地によってということは樹種全体に係わるということとで、現在のところ、まだ整理されておきませんので、今回の改正の中には入っておりません。

あと、MUF（メラミンユリア系樹脂系接着剤）を使用環境1及び2の積層接着に使用できるようにしてほしいということでございますけれども、これについてはデータ等が少ないことから今回は入っておりません。

あと、アクリルデシケーター法によるホルムアルデヒド放散量試験の取り扱い、これについては試験片の大きさの関係で現行どおりということになっております。

表示スペースが狭いものについて、略字、略号等による表示を認めてほしいということですけど、現行の表示事項についてもできるだけ簡素化しようと考えているところでございますので、あと利用者等への情報提供という意味もございますので、今のところ案のとおりとなっております。

以上でございます。

〇本間会長 それでは、ただいまの案件につきましては部会が開かれておきまして、〇〇先生からご報告を願います。

〇〇委員 平成14年7月29日でございます。出席を希望された方は9名、それから意見を述べることを希望された方は1名でございます。

ブロックせん断試験については、先ほどご説明がございましたように、試験片を作る際の作業性の安全性ということと、やはり作り方が非常に面倒くさいものですから、それをなるべく簡易にしようということで作成方法を追加したということでございます。

それから、ホルムアルデヒドの放散量については、先ほどから何度も出ておりますが、基準法の規制のレベルに対応させる。今まで対応していない上位基準を表示記号として変更すると

ということでございます。原案のとおり、改正するという方向で報告することとなっております。

〇本間会長 それでは、事務局の説明並びに〇〇委員からのご報告を含めまして、何か質問はございますでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員 226ページの④に関連してなんですが、(2)意見・情報のところのポツが2つ目とか3つ目とか4つ目とか5つ目のご回答が、いずれもデータ不足というご回答だったと思

うんですけれど、大体どれぐらいのデータがあれば不足ということにはならないんでしょうか。

〇武田課長補佐 今回については、これについてはデータが出てきていなかったということがありまして、追加しておりません。

〇〇委員 データが出てくればよろしい、ということなんですか。

〇武田課長補佐 それについてデータを見ながらの検討になっていくと思いますので、その検討過程でいろいろデータが出てくるかと思えます。

〇〇委員 わかりました。

〇本間会長 ほかにいかがでございますでしょうか。

〇〇委員 教えてください。メラミンユリア樹脂の接着剤を使用環境1及び環境2の積層接着に使用できるようにしてほしいという、こういうご意見があったんですが、これは乾燥するとこれからホルムアルデヒドが出ますよね。その基準はクリアできるんですか。これはどういうことなのかなという感じで今読ませていただいたんですけれども。

〇武田課長補佐 それについては、接着性能という点で見ようということでございます。ホルムアルデヒドは確かにメラミンユリアは出るかと思えますけれど、これについてはホルムアルデヒドの発散量の試験や何かがございますので、JAS規格の中ではここでいこうと。

〇〇委員 次の議題があると思うんですけれど、そっちで使っているものをここに書いていると思うんです。

〇〇委員 そうですか。

〇〇委員 〇〇さんの質問に関連するのかもわかりませんが、資料226の⑥の最後の質問、切れていますよね。あとずっと長く続いているんですか。ちょっとしかなかったのがカットされたのではないかという予感がするんです。

それともう一つは、この文言の一番最後の下から3行目のフェノール系樹脂をアメリカでは使っているというようなことを書いてありますが、日本では使っていないんですか。

○武田課長補佐 最初のところですけど、226ページの⑥のところですけど、下の方が構造用合板及びその他のJAS規格についてということで、この項では該当しないということで、すみません、消し忘れたんです。

○○委員 これは関係がないわけですね。

○本間会長 最後の4行目が関係ないんですか

○○委員 これは合板だから関係がないわけだね。

○柄澤品質課長 2番目のご質問をもう一度お願いできますか。

○○委員 フェノール系樹脂をアメリカでは使っていると書いてあったので、だけどこれは合板の話だね。

○柄澤品質課長 そうです。

○○委員 ついでだから、もし時間があれば。

○本間会長 今日は相当込んでおりますので。

○○委員 なら結構です。

○本間会長 まだ4つ以上残っておりますけれども、ここで5分ぐらい休憩した方がよろしいかと思いますが。

では、5分間休憩します。

(休憩)

(再開)

○本間会長 それでは、再開させていただきます。まだ3分の2まで到達していないかもしれませんが、次は単板積層材の日本農林規格の改正でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○武田課長補佐 すみません、今、現物を用意いたしますので。

○本間会長 では○○委員、またショートレクチャーをお願いいたします。

○○委員 単板積層材は、先ほど単板というのは出ましたが、かつらむきしたようなやつでやるのが一般的です。したがって、薄いんです。薄いもので接着している。合板は普通、単板を交互に、繊維の方向がこっちとこっちとが交互に来るのが合板であります。これが平行なんです。平行にこう重なっているのが単板積層材です。タンパンではありません、タンパン積層材です。だから、昔は平行合板と言っていたこともあるんです。だけど、こういう具合に大きな断面もできますので、合板というのではなからうということで、板状にこういう具合に使う場合もありますけれど、合板と違うのは、先ほど申し上げましたように、これが全部繊維の方向がこっち方向。強い方向。したがって、こっちの方向は弱いんです。こっち方向はえらく強くなっているけれど、合板はこっちとこっちの強さがあまり変わらないというのが合板です。その違いがございます。したがって、単板積層材と集成材は比較的似たような使い方もあるわけです。

ただ、これを見ていただくと薄いですから、接着層がやはり多い。だから、接着という点では合板と見ていただく方が合っているかもしれません。いずれにしても使い方はいろいろです。

こういう具合に使うこともあるんですね。こういう具合に使って、力を持たすためにここを使うこともありますし、こういう使い方ももちろんあります。

それから、こういうのはピアノの足なんかに使ったり、机なんかの足なんかに使うこともあるということです。

そういう点では単板積層材は今までの集成材や合板に比べると歴史的には一番新しいという材だと考えていただいてもいいと思います。

○本間会長 方向性は示さなくてよろしいんですか。

○○委員 方向性は当然、こっち方向に強くなっている。したがって、こちら方向には非常に弱い。こっち方向には強い。

だから、板でもこちら方向に対してこう曲げるのは非常に弱い。非常に弱いと言ったら怒られますけれど、あまり強くない。こちらはめちゃくちゃに強い。こういう具合に言っていた

いていいと思います。したがって、一般に支えるときには、こういう形で支えるのが普通です。

こういう方向に支えるのではなく、使い方として。だけど、最近ではこういう使い方が多いんです。

○本間会長 さて、それでは事務局の準備、よろしいですか。お願いいたします。

○武田課長補佐 単板積層材、資料6になります。単板積層材、先ほど○○委員からご説明がありましたとおり、これも造作用と構造用に分かれておりまして、今回ご説明するのは構造用以外の単板積層材ということになります。

これについては部会が3回開かれております。

227ページの④に行っていただきたいと思います。改正の概要といたしまして、（１）ホルムアルデヒド放散量についての上位基準の追加、表示記号の改正及び格付製品への表示の義務化。

（２）がホルムアルデヒドを含まない接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用した場合に、その旨を表示及び格付検査の免除。

（３）は建具等の芯材用製品の等級基準の追加。（４）が防虫処理薬剤として使用可能な薬剤を追加ということになっております。

228ページに行きまして、ホルムアルデヒド放散量についてでございます。これについては、先ほど来出ておりますように、上位基準の追加と表示記号の改正ということになっております。

（２）格付製品への表示の義務化ということで、内装に使われることが多いことから、これについては表示を義務化しております。

続きまして、229ページ2番でございますけれど、非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用した場合の表示等ということで、ページがまたがりますけれど、230ページの方に表がついてござ

います。ホルムアルデヒドを含まない接着剤使用、ホルムアルデヒドを放散しない塗料の使用の場合に場合分けして表示が書いてございます。

3番に移ります。表面の品質の基準ということで、これに3等の基準を追加するという案でございます。

現行の方ですと1等、2等がございますけれど、これらの基準を緩和した3等の基準を追加するというので、内容といたしましては、下の表、右側の3等を追加している。例えば、抜け節または穴のところですけど、2等のところ、抜け落ちた部分または穴の長径が10ミリ以下となっておりますところを3等では40ミリ以下というような形になっております。

次のページ横割れの項ですと、これが「ないこと」ということになっておりますけれども、「極めて軽微であること」となっております。

追加の理由でございますけれど、建具、家具等の芯材用の製品について、現在の表面の品質の基準でございますけれど、1等、2等までの品質は必要がないということで、また資源の有効利用にもつながることから、3等の基準を追加することといたしております。

4番の防虫処理薬剤についてですけど、合板、フローリングの方にもありましたとおり、新薬剤を追加しております。薬剤としてシフェノトリン、ビフェントリンということでございます。

概要の方は以上でございます。

新旧対照表の方に移りまして、232ページの防虫の項、ずっと来まして、次のページにまたがりますけれど、4番のビフェントリンと5番のシフェノトリンを追加してございます。その下、ホルムアルデヒドの放散量、これも追加してございます。

あと236ページになりますけれど、右のところ、1等、2等、3等と真ん中のあたりに書いてございますけれど、3等を追加してございます。

新旧対照表の方は以上でございます。

あと、行われました部会の方、議事次第の方を入れさせてもらっております。

単板積層材、これについてパブリックコメントとWTO通報による各国のコメントということで載せております。受付件数は製造業者から1件、検査機関から1件ということになっております。

内容としまして、アクリルデシケーター法によるホルムアルデヒドの放散量の試験の取扱い、これについてはやはり試験片の大きさなどから現行のままといたしているところでございます。

あと、登録認定機関とは具体的にどのような機関が対象となるのか。また、農林水産省への登録が必要となるのかという、これは質問みたいな感じですけど、登録要件を満たせばなれるということと、農林水産省に登録をするということになります。

WTO通報による各国のコメントはございませんでした。原本の方をお示ししております。以上です。

○本間会長 ありがとうございます。単板積層材につきましては、部会が

3回開催されておりまして、座長を務められました〇〇委員からご説明をお願いいたします。

〇〇委員 単板積層材のJASにつきましては、13年12月10日、先ほどございましたが、出席をされた方が3名、それから意見を述べる希望をされる方はいらっしゃいませんでした。

このとき話題になりましたことは、ホルムアルデヒドの放散量の表示については、フローリング、集成材と同じように義務表示をするということです。先ほど申し上げましたように、これは合板なんかと非常に近いということでもありますので、同様の表示をするということでございます。

それから、若干違ったのは、表面の品質の基準に3等の基準を追加するということでもあります。品質の低いものを規格に入れるということではないか、低いのが入るのではないかという意見が出ましたが、それは品質の低いものを規格に入れるということではなくて、粗悪品をなるべくなくしたいということで、3等を入れる。3等は表面の品質ですので、これは用途によってはそこに節なんかがあっても何ら問題ない。

というのは、この単板積層材の主たる用途は枠材なんかが多いんです。フラッシュのドアなんかの枠材なんかに使われることが結構多いわけです。そうしますと、少々の節があっても、そのところは全然問題ないということでもありますので、そういうことで表面の品質等を設定する、用途に合わせた使い方があるだろうということで、合理的な選択ができるだろうということで3等が入っているということで、そういうことで原案のとおり改正することになりました。

それから、14年7月29日でございますが、これについては出席された方は9名。それから、意見を述べることを希望された方は1名でした。これにつきましては、先ほどから何度も出てまいりますが、ホルムアルデヒドの放散量、建築基準法の規制レベルに対応させるということで、上位基準を作ったということ。

それから、ホルムアルデヒドを含まない接着剤だけを使用している場合には、その旨を表示できるということでございます。以上でございます。

〇本間会長 ありがとうございます。あと〇〇委員が部会長を務められた部会がでございますが、

今日はご欠席ですので、事務局からご報告ください。

〇武田課長補佐 部会について報告いたします。部会の方、平成14年10月24日に開催されております。調査委員4名、専門委員17名でございました。出席を希望された方は24名で、単板積層材規格改正について意見を述べることを希望する方はございませんでした。

内容ですけれど、ホルムアルデヒドを放散しない接着剤、これは7月29日に提出されておりますが、これに加えて放散する恐れのある塗料等を使用していない場合にはホルムアルデヒドの放散量についての格付の検査を免除ということになります。たま、その旨を表示ということになっております。

以上のとおり改正する方向で調査会に報告することとなりました。

〇本間会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明並びに〇〇委

員からの報告を含めまして、どうぞ議論をお願いいたします。

よろしいでしょうか。先ほど、これとの絡みということはよろしいんですか。

〇〇委員 たて継ぎのところで使っている接着剤だと思うんですね、先ほどの。この後、どこかにあると思うんですけど。

〇本間会長 それでは、まだ次から出てくる？

〇〇委員 そうです。

〇本間会長 それでは、先送りにさせていただきます。

ほかにご意見はございましょうか。

〇〇委員 パブリックコメントで、249ページの⑩、全国LVL協会からのもので、その3、一番最後のところ。専門委員会を作って、ガラスデシケーターとアクリルデシケーターの整合性云々と書いてありますけれど、こういうことについてはどういうふうに対応されるのか。

国土交通省との関係もあると思うんですけど、いかがですか。

〇武田課長補佐 これにつきましては、国土交通省の関係もございまして、検討するという方向性はあるのかなと考えております。

アクリルデシケーター法、試験方法などもまだ検討を行っているというのが今回の答えです。

〇本間会長 ほかにいかがでしょうか。検査手法の意見は初めから出ている意見でございしますが、ご意見はよろしいでしょうか。

〇〇委員 この検査法については、どこか責任を持つんですか。お互いにボールを投げ合っているけれど。サイエンティフィックな問題でしょう、完全に。自然科学的な問題なんで。もともとアクリルはこういうものに使うためのデシケーターではなかったと思うんです。本来は湿気を防ぐために僕は実験的に使っているわけですね。だから、こういう試験用のために作られたものではないという認識があったんです。ところが、流用されてこういうようになってしまったのかなというね。どこかで責任を持ってやらないと、整合性がとれないといって放置して、そんなに難しいことではないと思うんです、科学的には。だから……、ということなんです。

〇武田課長補佐 試験方法や何かについては、それについての検討や何かはやっていきたいと思っていますけれど、具体的にというところ今は個人的に当たったり何かしている段階でございます。

〇本間会長 ほかにいかがですか。これは確かに技術の問題ですので、いずれというか、解決

するというルートをどこかで持っていただくということをしないと本来いけないということで、我々調査会とすれば、それを望むということにさせていただいてよろしゅうございましょうか。

やはり消費技術センターとかそういうのがあるわけですから、これだけ問題になった場合にはどこかで対応の方向を考えていただきたいということを希望するということにさせていただきます。

それでは、この件につきましてご了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、構造用単板積層材の日本農林規格ということでご説明をお願いします。

サンプルはございますか。

今回はなし？

〇〇委員 基本的には同じです。先ほどのが大体構造用だと。

〇本間会長 遠慮なさらずに。あともうわずかでございますので。毎回お話を聞くのも悪くはないんですが。

どうぞ、もしよかったら簡単にご説明していただければ。同じですか。

〇〇委員 大体同じですね。ただ、先ほど申し上げましたように、これは構造用ですので、使われる接着剤等が非常に安定性の高いものが多いというようなこともありますし、それと大きな部材になることがありますので、こういった途中に継いだり、こういうものも出てまいります。そういう点では、強度的な要求が非常に強い部材になりますので、方向性も当然出てまいりますので、そういう点で強度的なチェックが非常に重要になるということがポイントでございます。

〇本間会長 そうすると、〇〇委員がときどきおっしゃる継ぎというのは、今の部分の継ぎになるんですか。

〇〇委員 ここではないですね。

〇〇委員 違いますね。これではない。

〇本間会長 わかりました。

それでは、事務局の説明の準備、よろしゅうございますか。

それでは、お願いいたします。

〇武田課長補佐 構造用単板積層材の日本農林規格の改正ということでご説明いたします。

これにつきましては、2回部会が開かれてございます。250ページの③に移りまして、改正の概要ということとで、（１）使用環境１及び使用環境２を新たに定義する。使用可能接着剤の追加及び明確化、ホルムアルデヒド放散量についての上位基準の追加、及び表示記号の改正、ホルムアルデヒドを含まない接着剤のみを使用した場合にその旨の表示及び格付の検査を免除、接着性能試験にブロックせん断試験を追加というような改正を行うという案になっております。

251ページに移りまして、使用環境１及び使用環境２を定義に追加ということでございます。用語として、使用環境１、使用環境２ということに分けてございます。

使用環境１の方、構造用単板積層材の含水率が長期間継続的にまたは断続的に19%を超える環境、直接外気にさらされる環境、太陽熱その他の熱により長期間断続的に高温になる環境等々、いろいろな環境がございますけれど、これに耐え得るものということになっております。

使用環境２の方ですけれど、構造物の耐力部材として、接着剤の耐水性、耐候性または耐熱性について通常の性能が要求される使用環境をいうということになっております。

追加の理由といたしまして、先ほど〇〇委員の方からご説明もありました

けれど、構造用集成材の J A S 規格、こちらの方にも使用環境 1 と 2 がありますことから、整合性を図るため定義をすることといたしております。

2 番に移りまして、使用可能接着剤の追加及び明確化ということで、現行の方、フェノール樹脂、またはこれと同等以上の性能を有するものというふうになっておりますけれども、改正

案として使用環境 1 と 2 ができましたことから、それぞれ使用可能接着剤を規定しております。

使用環境 1 の方がフェノール樹脂、レゾルシノール系樹脂、またはこれらと同等の性能を有するものであることということ。

使用環境 2 の方は、フェノール樹脂、レゾルシノール系樹脂、水性高分子イソシアネート系樹脂となっております。

次のページ、改正の理由でございますけれど、同様の用途に使用される構造用集成材の J A S 規格、この中で上記の条件で使用可能となっていることと整合性を図るということで規定しております。この中で水性高分子イソシアネート系樹脂の追加をしていることとなっております。

3 番のホルムアルデヒド放散量については、これも上位基準の追加と表示記号の改正という内容となっております。

253 ページ、4 番につきましては、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用した旨の表示ということで、表になっておりますけれど、ホルムアルデヒドを含まない接着剤を使用した場合は、表示として非ホルムアルデヒド系接着剤使用ということで格付の検査を行わなくてよいということになっております。

次のページ、254 ページですけれど、接着性能試験として、二次接着のブロックせん断試験の追加という案になっております。

追加の内容として、二次接着した製品については、現行の接着性能試験に加え、ブロックせん断試験を行うということになっております。

追加の理由としましては、現行、一次接着、二次接着については浸せきはく離、煮沸はく離、

減圧加圧試験、水平せん断試験、これを行っていましたが、二次接着のものについては、一層品質を確保するためにブロックせん断試験を行うこととしております。

下がブロックせん断試験の試験片になっております。

次に新旧対照表に移ります。255 ページのところですが、使用環境 1 と使用環境 2、ここに書いてございます。

256 ページ、下の方ですが、2 番として、二次接着したものにあつてはということで、ブロックせん断試験のことが記載されております。

258 ページになりますけれど、ここにホルムアルデヒドの放散量の表示ということで記載されております。

次の 259 ページですが、中段のところ、接着剤というところなんですけれど、それぞれの使用環境において使用可能な接着剤が記載されております。

267 ページですが、先ほどのブロックせん断試験の試験片や何かの試

験方法がここに記載されております。

新旧対照表については以上でございます。

次の括りは部会の議事次第でございます。

その次の括りですけれどパブリックコメントとWTO通報ということでございました。パブリックコメントの方は製造業者の方から1件、その他が1件、合計2件ということになっております。

意見としましては、構造用単板積層材に加圧注入による保存処理の基準の追加。これについては、使用実態を考えて、今回は追加しておりません。

アクリルデシケータ法によるホルムアルデヒド放散量試験取扱いについてと出てきますけれど、試験片の関係から今回はアクリルデシケータ法のみとなっております。

WTO通報による各国のコメントはございませんでした。説明は以上になります。

○本間会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの構造用単板積層材につきましては、

部会が開かれておりまして、最初の部会は森委員でありましたが、既に退任されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○武田課長補佐 部会についてご報告いたします。平成14年5月17日に調査会委員4名、専門委員15名により農林物資規格調査会部会が開催されております。

公示しましたところ、出席を希望された方が18名、構造用単板積層材のJAS規格改正について意見を述べることを希望する方が1名ございました。

希望された方の意見としましては、構造用単板積層材の規格について、従来の生産者指向の視点を消費者指向に改めて、品質の確保とその耐久性を保証するような基準とすべきなどの意見がございました。

構造用単板積層材のJAS規格につきましては、同様の用途に使用される構造用集成材のJAS規格との整合を図るため、これは使用環境1、使用環境2を新たに定義すること。また、その使用環境に基づいて構造用集成材との整合性を図るため、水性高分子イソシアネート系樹脂を追加する。

品質確保、これについて二次接着層についてブロックせん断試験を追加するという事を議論いたしまして、原案のとおり調査会に報告することとなりました。

○本間会長 あと、もう一つは〇〇委員がまとめられた部会がございますので、お願いいたします。

〇〇委員 これは14年の7月29日でございます。出席を希望された方は9名。意見を述べられることを希望された方が1名でございました。

これは先ほどの単板積層材のJASと同じ一連のものでございますが、ホルムアルデヒドの放散量について、建築基準法の規制レベルに対応させるということで、上位基準を設置し、表示記号を変更するという事。

それから、ホルムアルデヒドを含まない接着剤だけを使用している場合には、その旨を表示できることということでございます。

構造用の単板積層材につきましては、先ほどの資料の251ページを見てい

ただきますと、使用環境 1、2 とございますが、1 についてはフェノール系、レゾルシノール系でありますし、使用環境 2 についてイソシアネート系が入っている。ここが大きな違いでございます。原案どおり改正する方向で調査会に報告することとなりました。

前後いたしました、使用環境 1 というのはどちらかというと厳しい環境です。使用環境 2 は室内ぐらいです。大ざっぱにいうとそんなものだと考えていただいてよろしいかと思います。

したがいまして、この非ホルムアルデヒド系というのはどれが対象になるのかということになると、イソシアネート系は対象になりますかね。イソシアネート系の接着剤が非ホルムアルデヒド系のものになろうかと思しますので、使用環境 1 の方はどちらかというとみんな表示される形に多分なっているのだと思います、結果的にですね。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明並びに部会のご報告を含めまして議論をお願いいたします。いかがでしょうか。

○○委員 言葉の使い方で、素人ですからわかりませんので。接着層という言葉が使われるんですが、私たち素人からすれば、これは面と違うのかという感じがするんですけど。

試験をされるときの図面がありますよね。例えば 267 ページ、前の方でもいいんですけど。強度試験をなさるときの言葉の使い方。やはり糊も層を成しているから層でいいんですか。

○武田課長補佐 単板積層材はこんな感じで層になっておりますので、J A S 規格の中で今のところこういうようにして層という言い方を。

○○委員 くっついているところも層なわけですね。

○武田課長補佐 はい。

○○委員 わかりました。

○○委員 試験片も前に安全性と大変だからということで、試験片を新しく変更しています

よね。こちらの方は昔のような試験片のままなんですけれど、ここら辺は特に問題ないですか。

統一性という意味で。

○武田課長補佐 集成材の方は柱なんですけど、構造用の方はこのような構造用 L V L 単板積層材というのがございまして、これについては集成材の方、試験片みたいなものはとれないということで、先ほどのような試験片になっております。

○本間会長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、この見直し案につきましては原案どおり改正するというところで報告することにいたします。

それでは、やっと②に入りまして、改正についてというふうになっておりまして、アとイがございしますが、①が見直しと表示されておりました、こち

らが改正と表示されておりますが、この辺を簡単に事務局からご説明願えますか。あるいは何か。

○武田課長補佐 見直しの方ですけど、これは基本的に定期見直しの関係で今まで審議されてきたわけでございます。改正の方でございますけれど、国土交通省の方の建築基準法、先ほどから出てまいりますけれど、その改正の関係で定期といわずやらなければいけないという形で入ってきたものということで区別させていただいております。

○本間会長 それでは、ただいまのご説明、ご了解いただけましたでしょうか。毎回、規格の見直しにつきましては、例の申し合わせの基準がございまして、それに照らし合わせながらやっているということで、それに抵触しないという分け方でございます。

それでは、改正についてということで、構造用パネルの日本農林規格の説明を事務局からお願いいたします。

これはサンプルはございますか。

では、〇〇委員、また簡単にお願ひできましようか。

〇〇委員 これは構造用パネルといわれるものですが、このようにフレークと呼んでいますが、親玉のカツオ節だと思っていただいて、それに糊を付けて固めたということで、だんだん小さくなってまいります。

構造用パネル、OSBと一般に言われています。オリエンテッド・ストランド・ボードとよく言われています。どうしてOSBと。オリエンテッド、配向している、配向性ボードと言われるんですが、通常でしたら、これはあっち見たりこっち見たりするんですが、こういうふうにある方向に若干向いているんです。したがって、強度がこっち方向とこっち方向でやや違うということ。したがって、これはかなり強度を意識しているということ。

パーティクルボードと言われるものがありますが、それと若干違うのは、こっち方向をかなり意識している。したがって、一般的な使われ方としては合板の代わりに使っているということです。

これは日本でも最近、建築現場ではずいぶん見られるようになったと思いますし、少なくとも北米に行ったら合板の代わりにほとんどこれです。床にも壁にも使われているというもので

ございます。したがって、OSBと言っております。日本では構造用パネルと呼んでおります。

したがって、これは密度が合板に比べると大分高くなっております。圧縮しておりますので、

密度がやや高くなっているということでございます。

これは面材として使います。だから、釘を打って使うとか、接着で使うというようなことで使うことが多いということでございます。いろいろな厚さがあります。

今、一般的に使われているのはほとんど壁です。壁とか屋根の野地ですね。こういうところに使われております。

○本間会長 それでは、事務局からよろしいですか。

説明をお願いいたします。

○武田課長補佐 資料 8、構造用パネルの方をご説明いたします。

最初に、誠に申し訳ないんですけど、先般、お送りしたもので資料 8 として、構造用パネルと次の枠組壁工法の概要を送付したんですけど、今回は資料 8 ということと、次に資料 8

ー 1 ということで分けてございます。今回、構造用パネルの方を先に説明させていただきます。

構造用パネルにつきましては、7 月に 1 回部会が開かれております。

275 ページの②でございます。改正の概要としましては、ホルムアルデヒド放散量の上位基準を追加するとともに、表示記号の改正。ホルムアルデヒドを含まない接着剤のみを使用した場合には、その旨の表示及び格付の検査の免除ということになっております。

276 ページですけど、ホルムアルデヒドの放散量についてということで、これについて表示記号を☆印にする。あと、上位基準の F ☆☆☆☆を追加してございます。

次のページの 277 ページでございます。2 番のところ、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用した場合の表示等ということで、表の方になりますけれど、ホルムアルデヒドを含まない接着剤を使用している場合は、表示として非ホルムアルデヒド系接着剤使用ということで、この表示ができる場合は格付の試験を行わなくてよいということになっております。

続きまして、新旧対照表の方でございますけれども、一番最初の 279 ページにホルムアルデヒドの表が載ってございます。

あと、280 ページのところですけど、表示事項、真ん中あたりですけど、ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと云々ということで、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示することができるというふうに書いてございます。

次に部会の議事次第ということになってございます。

最後でございまして、構造用パネルについてのパブリックコメントをやっておりますけれども、受付件数 0 件、WTO 通報による各国のコメントはございませんでした。

説明の方は以上となっております。

○本間会長 ありがとうございます。この件につきましては部会が開催されておまして、部会長を務められました〇〇委員からご報告をお願いいたします。

〇〇委員 これは平成 14 年 7 月 29 日でございます。出席を希望された方が 9 名、意見を述べることを希望される方が 1 名ございました。

これも先ほどのホルムアルデヒドの放散量については建築基準法の規制レベルに対応させるための上位基準を新設し、表示記号を変更することということでありますし、それから接着剤についてはホルムアルデヒドを含まない接着剤だけを使用している場合には、その旨を表示するということでございます。

構造用パネルにつきましては、今この規格をとっておられるところは日本のメーカーはありません。主として北米からの輸入品の J A S マークがほと

んど対象になります。我が国の国産のOSBの工場はございません。

○本間会長 それでは、事務局の説明並びに部会の報告を含めまして、討論をお願いいたします。いかがでしょうか。

大分時間も迫ってまいりましたけれど、よろしゅうございましょうか。ご遠慮はいりませんが。

それでは、原案ご了承ということにさせていただきます。

それでは、②の2番目でございしますが、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格、最も長い名称でございします。最後のご説明になりましょう。○委員、お願いいたします。

○○委員 これはたて継ぎ、簡単に言うとかような方向に継ぐんです。長いものをこうやって継ぐ。木材を縦に継ぐ。普通の合板なんかはこうだったりしますが、そうではなくてかような方向にする。したがって、ここのところに継いだ跡がありますが、一般的に使われるのが、かような手の形をしているのでフィンガージョイントと言われるものが一般的です。ほかにもいろいろありますが、ここにありますが、みんなフィンガージョイント、かような形で接着しているということ。したがって、ここの接着剤が対象になるということなんです。

主として、枠組壁工法、俗称2×4工法ですね。2×4工法のこの縦の枠材に一般的に使われるものです。したがって、荷重方向としてはかような方向に加わるものが一般的です。ただし、もちろんこう使ってもよろしいですし、それからかような方向に使う。この方向に対してかような力が加わる場合もありますし、それからこの継ぐ方向に対して、かようなふうになって上がっているのが、かような場合もありますし、かような場合もあるということですね。両方ございします。水平型と垂直型と呼んでおりますが、そういう表示になっている。

いずれにしても今回、対象になりましたのは、ここの部分の接着材がどうかということが基本でございします。

○本間会長 それでは、事務局の準備、よろしいでしょうか。

それでは、説明をお願いいたします。

○武田課長補佐 資料8－1の方になります。部会の方は7月に1回開かれております。

284ページ、⑥の方ですけど、枠組壁工法構造用たて継ぎ材ということで、改正の概要がございします。これについては枠組壁工法用たて継ぎ材の日本農林規格について、ホルムアルデヒドを含まない接着剤のみを使用した場合に、その旨を表示できることとするということの改正の内容でございします。

284ページに移りまして、この製品を作った場合にホルムアルデヒドを含まない接着剤を使用した場合、表示として非ホルムアルデヒド系接着剤使用ということを表示できるということになっております。

概略は以上です。

新旧対照表の方に移りまして、286ページ、下の方になりますけれど、ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認定機関または登

録外国認定機関が認めた場合、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨表示することができるというふうになっております。

次の綴り、部会の議事次第になっております。

次の1枚ペーパーですけれど、パブリックコメントとWTO通報でございますけれど、両方について意見等はございませんでした。

概要については以上でございます。

○本間会長 これは部会は〇〇委員ですか。お願いいたします。

〇〇委員 これにつきましては、14年の7月29日でございます。ホルムアルデヒドを含まない接着剤を使用している場合には、その旨を表示するということが主たる話題でございますが、原案どおり改正する方向で調査会に報告することとなっております。

たて継ぎ木材については、俗にいいますとこれはいくらでも長いのができるということなんです、現実に使われているのは枠組壁工法用ですので、とんでもない長いものができるわけではなくて、一つの壁の高さが2メートル40ぐらいになりますけれども、その中で1つか2つあるかどうかではないでしょうか、この構造用の場合には、一般的にはそんなものだと思います。

ただ、造作なんかで一般にたて継ぎというのは、もうちょっと細かく継いでいるやつもあります。例えば、窓枠なんかに使われてるやつは、あれは造作用でございますので、構造用のこれとはちょっと違いますので、枠組壁工法の構造用たて継ぎ材というのは、したがって今見ていただいたそちらの幅広くない方、そちらの方が大体対象になっているというふうにお考えいただいていいと思います。

○本間会長 ありがとうございます。それでは、事務局の説明並びに〇〇委員からの部会の報告を含めまして、議論のほどをお願いいたします。

〇〇委員 先ほど〇〇委員からお話がありました件ですけれど、289ページの④のところには1の(2)の意見・情報というのはないんですけれども、226ページの④の下から3つ目のポツのところにMUF（メラミンユリア）、このことだと思うんですけれど、それが226ページの⑧のところにその内容が書いてありまして、一番下の枠の右から2つ目の枠のところに、NTIというところから始まっていますけれども、1. Nordic White Spruce というのがあって、2のところにMUFのことが書いてありまして、それでこのたて継ぎ部分に認められている。だから、そのほかのところにも認めてほしいということが書いてありまして、ここの規格の中でのいい悪いは別として、先ほどご心配されたような健康上の問題というのは、ここで何か意見を我々が言うのかな。こういうことだと思うんですけれど。

○本間会長 いかがですか。

○武田課長補佐 226ページの⑧のたて継ぎ材の部分ということですが、これは構造用集成材の部分でございます、構造用集成材はラミナを重ねます。それで構造用集成材になりますけれど、このラミナの部分にたて継ぎしてあった場合ということでここに書かれているものだと思います。

資料8-1の方で説明したものは柱として使われるたて継ぎ材ということで、これはものが違うという形になっております。

〇〇委員 露出するかしないかということが問題なだけなんですか。

作り方からいくと、たて継ぎ材をまず作って、それをまた束ねたものが集成材だと思うんですけども。

製造過程からいくと、こういうものをまず作るわけですね。こういうものを作って、今度、これを合わせるんじゃないんですか。

〇〇委員 何でたて継ぎが入っていないかということですよ。

〇〇委員 そうです。

別にこのJAS規格がどうということではなくて、今、健康上のことを問題にしているから、

どうなんですかということをお願いしているだけなんです。

〇武田課長補佐 露出しているから使っちゃいけない、露出していないから使っちゃいいというような話かなと思うんですけど、たて継ぎ材の方、2×4工法、枠組壁工法、これは使えるふうになっております。健康上のやつですけど、集成材の方は試験をやってホルムアルデヒドを測るようになっております。

〇〇委員 たて継ぎ材は糊を規制しているわけではないでしょう。したがって、使っちゃいいのと違うんですか。使っちゃいいんだということだと思います。ただし、表示はしてください。ホルムの量の表示はしてください。そういう解釈でいいんじゃないの。違うんですか。

〇〇委員 私が聞きましたのは、ホルムアルデヒドが出るような接着剤を環境1、環境2と

いう形の中で、先ほどのパブリックコメントの中で使わせてほしいというものがありましたね。

ですから、そういう意味で接着剤の中にメラミンユリアが入ってなかったものですから、あえて強化してほしいという文章かなと思ったものですから、そのときにどういう対応をされたのかなというのが第一だったんです。

接着剤の中にこのものが入ってなかったですよ。それでパブリックコメントで使っちゃほしいということだったのかなという話だったんですけど、要するにこれは継手のところに使っちゃいいということなんですね。

であれば、先ほど〇〇委員さんが言われたように、私どもも見ておりますと、北海道でも継手の見える材が結構使われているんです。階段部分とか。

そういう意味からいうと、このホルムアルデヒドの関係の表示とかそういうのはどうなってくるのかなという、安全性の面からいったらどうなのかなという気がしたものですから、お聞きしたんです。

〇武田課長補佐 接着剤の方なんですけど、そちらの方は基本的な接着剤の性能に関してです。

ホルムアルデヒドの方は基本的には製品については試験をやっていただいて放散量を表示していただく。接着剤や塗料や何か、出ない場合は、認定機関が認めた場合ですけど、その旨は表示できるということで、接着性能とホルムの発散量はJASの中では分けていると考えていただいて理解していただければなと思っています。

〇〇委員 今のご質問は、多分そういうことではなくて、造作用なんかでも

たて継ぎが使われているのではないか。それはどうなんだ。こういう具合に単純に考えていただいた方がいいんじゃないでしょうか。造作用のたて継ぎ材、これは構造用ですからね。これはあくまでも構造用のJASですから。それについては今のに乗っかるけれども、一般の造作のフィンガージョイント、たて継ぎ材はどうなんだろうという、それは何か規格で網がかかっていますかということの方が、非常にはっきりすると思いますが。

かかってないでしょう。だけど、放散量の方では引っかかってくるから。
○武田課長補佐 たて継ぎされた製品、出ている場合、放散量の表示、できることになっています。

○○委員 メラミンユリアという表現が樹脂の接着剤の中に出てこなかったものですから、私はちょっと気になっていました。ここのところのパブリックコメントの中にMUF（メラミンユリア樹脂）という接着剤が初めて出てきたと思うんです。そのことを言っているんです。

ですから、この中で使用できるようにしてほしいという表現があったので。

ホルムアルデヒドが出るものを前の方では接着剤の種類の中には入っていませんでしたと思ったものですから、こういうものを使用できるようにしてほしいということですから、こういう問題についてはどう答えたんでしょうか。そういうところが聞きたかったんです。

○本間会長 早い話が、パブリックコメントに対してどう答えたか。

○○委員 そうです。取り入れて、どう対応したかということが知りたかったんです。

○武田課長補佐 集成材の接着については、たて継ぎしたものを積層する場合と普通のひき板を接着した場合と2種類ございまして、たて継ぎをした場合の使用接着剤にはメラミンユリアは入っております。しかし、積層方向の接着についてはメラミンユリアは入っておりません。接着性能を勘案しながら考えていかなければいけないので、現段階ではメラミンユリアは入らないということになっております。

○○委員 わかりました。

○本間会長 大分議論をいただきました。この件につきまして、原案どおりご了承いただけますでしょうか。

それでは、予定されました規格の見直し、改正につきましては審議が終わったわけござい

ますが、これにつきましては、報告案としてこれから配付する内容のものでよろしいかどうか、

ご確認をいただきたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

まず、「記」と書いた部分で、よろしゅうございましょうか。1から6まで、日本農林規格、

この6項目につきまして、廃止すべきものと決したということで、議題でいきますと規格の廃止の（ア）から（カ）までのもの、6項目でございます。

7番目からは制定の部分がございます。

8番から14番までは一部改正ということを決めたという部分でございますが、この辺よろしゅうございますか。間違いございませんでしょうか。

よろしいですか。

○柄澤品質課長 先ほどのご議論の中で、〇〇先生から提起がございましたホルムアルデヒドの放散量の試験方法の整合性の問題に関して、座長からこの調査会として可能な限り整合性を図るようお願いしたというお話がございましたので、この点につきましてはご指摘を踏まえまして、答申をいただく、あるいは報告をいただく前提といたしまして、農林水産省として可能な限り整合性を図るべく、前向きに努力したいと思います。

○本間会長 お願いいたします。私もなければ、それを付け加えてご了承ということにしようかと思っておりました。ありがとう。できることとできないことがあるのだらうと思えます。多分、委員の方もここで議を決しないと、また混乱するであろうという部分でご了承いただいたと思えますので、できる部分とあるいは見通しですね。そういうことも含めて、次回ご回答いただきたいと思います。

それでは、まだございまして、ほんのわずかでございますが、次は（２）でございますね。日本農林規格の平成15年度の見直しの方向についてということで、事務局からご説明いただきたいと思います。

○牛島上席専門官 では、資料9でございまして、横に資料10を置いていただいて、見ていただければと思います。

まず、資料10でございますが、農林物資規格調査会の内部規程でございます。ＪＡＳ規格の制定・見直し基準に基づきまして、15年度に見直すＪＡＳ規格につきまして整理したものが資料9でございます。資料9の表を見ていただきたいと思うのですが、15年度の見直し品目としまして、一覧表の一番左側の欄にございますように、1から16までございますが、15年度に見直しする品目としてはこの16品目をやる予定でございます。その右の方に該当します品目名を掲げております。

さらに右の方でございしますが、これは資料10の見直しの基準に従いましてあてはめたものでございます。基準の方でいきますと、291ページの2の規格見直しの基準の（１）の①に基づいて整理したものがこのメーカー数以降、右の方へと整理したものになっておりまして、アイウエと（１）①の中で基準の項目が4つほどございますが、それを右からメーカー数、小売販売額の増減率、1都道府県での格付、格付率ということで整理したものでございます。

まず、15年度の見直し品目でございしますが、これはもうご承知かと思うんですが、この基準の中にも触れられておりますように、作り方を基準としますいわゆる特定ＪＡＳと、品質を基準とします通常の一般的なＪＡＳ規格と2通りあるわけでございますが、15年度につきましてはすべて品質を基準とする通常のＪＡＳ規格ということになってございます。

基準の方でございしますが、このメーカー数以降、この4項目の中でそれぞれどういう具合になっているかというのは、この一覧表の中でございまして、例えばメーカー数でございました。

ら、基準で20社以上必要だというところがございます。一般小売販売額の増減率でいきますと、30%以上減少していれば引っかけります。

次の1都道府県で格付ということは、ご承知のように複数の都道府県で格付が行われているかどうかということを見る欄でございます。

格付率の方は著しく低下しているかどうかということを見ているわけでございます。これは10%以下のものは引っかけるということでございまして、これを眺めますと、まず基準をクリアしておりますのは、この番号の方でまいりますと、11番のウタターソース類と14番の枠組壁工法構造用製材、この2つでございます。

さらに、表の一番右の欄にいきますと、③で他法令での引用という欄がございます。これは資料10の292ページの中で③というのがございます。③のイで他法令で引用されている規格、先ほどの①の廃止の基準に引っかけられておりましても、この③の他法令で引用されている規格につきましては前段でもございますように改正または確認する方向で検討するものというような基準になっておりまして、それを当てはめますと、資料9に戻っていただきたいと思うのですが、15番と16番、右の方にございます。この2つがそれに該当するということでございまして、単純に見ますと、この見直しの基準からいきますと、11番、14番、15番、16番とこの4品目につきましては改正の方向で検討していくということになります。

それ以外のものの12品目につきましては、今後は廃止の是非を検討していくというようなことになるわけでございます。

資料9の次のページでございますが、他法令で引用されているというこの14、15、16の資料を付けておりまして、実際にこの建築基準法の中で出てきますのは、290ページの③のところでございます。この枠で括られた規格という欄のところでは傍線を引いたところにこの3つの規格が出てきます。ということで、建築基準法に引用されているということでございます。

15年度の見直し品目としまして、16品目掲げているわけでございますが、この見直しの品目につきましては、手順としましては、まずこの調査会におきまして、資料9のこの品目についての見直しの方向ということでご承認をいただきますと、その後、消費技術センターの方で廃止の是非を検討する品目を含めまして、生産者、実需者、消費者、流通業者の方々にそれぞれ規格の利用状況などを調査するというようになります。

また、それと併せまして品質の実態調査、これは先ほど申し上げましたように、今回すべての品目が品質を基準とする規格でございますので、品質の実態調査をJAS品とJASマークのついていない非JAS品とそれらの周辺の商品も含めまして、どういう品質のものが流通しているかという調査を併せて行うことになります。

これらの調査をもとに関係者の意見を聞きながら、改正案をまとめる場合と、また廃止する場合は生産者なり消費者などの関係者が必要としているかどうかということを検討の上、確認できればその方向で検討していくというようなことになります。

それで一定の方向が出ますと、このJAS調査会の部会でご審議いただく

ということになるわけでございます。

部会でのご審議が終わりますと、先ほど見直しの説明の中で出てきておりましたように、部会が終わりました段階でパブリックコメントの手続きを行うということになるわけでございます。

このパブリックコメントに合わせまして、消費技術センターにおきまして部会でご審議いただいた案につきまして説明会をそれぞれ、全国に消費技術センターが8か所あるわけでございますが、そこで説明会を行っております。

この説明会につきましては、多くの方にご説明していただくというような機会を設けるという趣旨で、それぞれ部会の終わりました後、説明会をやっていくということでございます。

それと併せまして、消費者につきましても全国の主要な約 240団体に対しましてアンケート調査を行っております。このJAS規格の見直しの結果について、それぞれどのようなご意見があるのかということと併せて、この240の消費者団体にお聞きするというようなことも行っております。それが終わりました後に、WTOの手続きを行いまして、調査会の総会で今日のようにご審議をいただく。そのような手順でこの見直しにつきましては進めていくというようなことでございます。

○本間会長 我々の今後の作業予定の概略を説明したわけでございますが、何か。

○牛島上席専門官 もう1点ございます。参考資料としてお手元にもう一つ資料をご用意していると思うんですが、この参考資料、今まで定期的な見直しというのは平成12年6月に改正JAS法が施行されまして、それ以降、条文の中で5年以内にすべての規格を見直すというような規定がございますので、12年から16年までそれぞれ見直す品目を割り振ったものでございます。

今まで12年から14年度まで見直してきました進捗状況についてまとめたものでございます。2ページにわたってございます。今後、ご審議いただきますものにつきまして、14年度の後半から15年度につきまして品目があるということでございます。

残りの16年度にはこういう品目が予定されているというふうに見えていただけたらと思っております。

以上でございます。

○本間会長 これからの予定で、何かご意見はございませんか。

○〇委員 私はずっとこれに参加させていただいておりますけれども、言われてみれば数字を決めたのもこの調査会で決めて、それに向かってやっていった経過がこうだったのかなと思うんですけど、そのプロセスに参加していく中で、いろいろ問題があるなということを1年余りで感じています。と言って、全部〇にしろとかそういうのではないんですけどね。1年終わった段階で、調査会ですするというふうにも思っていないんですけど、特に消費技術センターのところでは非常に丁寧な説明会を開いていただいて、検討会もやっていただいて、お互いに言う中で格付率0のものでもどうしてもやりたいたいということで残る。それはそれでいいのかなと思いつつ、1年やりました

ので、その現場のところを含めて、どうだったかなというような話はしてみてもいいのかなというのを実感として思っています。

○本間会長 ほかに。

○○委員 見直しに当たりましては、292ページの③のウにもございますように、関係者の意向を十分尊重してやっていただきたい。単純に基準に合わないからということではなくて、

今まで規格が存続していたということでございまして、それぞれ事情がありますものですから、

関係者の意向を十分尊重して、見直してしていただければと思っております。これは希望でございます。よろしくお願いします。

○本間会長 ほかに希望はございましょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、ただいまのこれからの見直しの計画ということをご報告させていただきまして、あとお手元に前回、1月30日のJASの総会において生タイプ即席めんのめん質改良剤の表現の仕方につきまして懸案になっていたと思いますので、事務局からご説明ください。

○牛島上席専門官 資料の一番下にご用意させていただいております。資料ナンバーを右肩の方に振ってございませんが、1月30日の総会で○○委員からご質問をいただきました案件につきまして、かんすいにつきましては、

「ただし、中華めんを製造する場合にはかんすいという」というような意味合いで付け加えたいと申し上げたと思いますが、法令担当の者と検討しました結果、こういう結論が出ましたのでご報告という形でご用意させていただきました。

前段の方はともかくとしまして、どういうふうになるかというのを見ていただきたいと思いますのですが、この表紙の中段から、この件につきまして云々とございますが、「めん質改良剤」の規定に「かんすい」をただし書きとして規定するよう提案しましたが、具体的にはこうふうになるということでございまして、「めん質改良剤（かんすいとして使用する場合を含む。）」というような表現にしていきたいと思います。

実際には規格の中でどういうふうになるかということでございますが、3ページ、これは生タイプ即席めんの規格でございますが、3ページの左の欄の3行目、めん質改良剤、括弧で波線でアンダーラインがございまずか、かんすいとして使用する場合を含む、こういうふうに入れさせていただきたいと思っております。

説明の方は以上でございます。

○本間会長 委員におかれましては、この表現のご報告でございますが、何かご意見はございますか。

納得いただけましたでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、多分これで全部やったことになるのでしょうか。間違いございませんね。

今日は林産物が主題でございまして、〇〇委員におかれましては最初から1件、1件資料のサンプルのご説明をいただきまして、大変わかりやすいお話をしていただきました。厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、終わりでございます。

どうも長い間ありがとうございました。

○柄澤品質課長 熱心なご議論をありがとうございました。

次回の総会は6月ごろになろうかと思います。次回はベーコンあるいはハム類等の食肉加工品をご議論いただくことになりましたが、先月に引き続き今日も3時間25分ということで、大変長時間、お疲れ様でございました。どうもありがとうございました。